

農林水産省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
46	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業用施設設置を目的とする権利移動を実施する際、農用地区域への編入手続を軽微な変更手続と同様に取り扱うこと	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を実施する場合については、政令で定める軽微な変更として取り扱うこととする。	<p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にかんがみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市町村単独で行える軽微な変更とはされず、手続に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。</p> <p>このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、政令で定める軽微な変更と同様に取り扱うこととし、手続きの簡素化を図ること。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域内の軽微変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用途変更が完了した。しかし、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画が固まったのは、平成27年3月となってしまった。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条、第11条、第13条第4項 農振法施行令第10条	農林水産省	さいたま市	<p>さいたま市のとった手続には unnecessary 部分が相当程度含まれており、適切に対応していれば、別紙のとおり、より短い期間で計画変更が可能だったものと考えられる。</p> <p>また、緊急性が高い場合には、農用地区域への編入前に農業用施設を建設することも可能である。なお、農用地区域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地区域への編入に係る計画変更については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方針に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、 ② また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、 ③ 加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。 <p>ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地区域内の1ヘクタールを超えない面積における用途の変更等については、市町村の農業振興を図るための基本的な方針に関わるものとは言えないことから、これらの変更については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。</p> <p>農用地区域外の土地を農業用施設用地として農用地区域へ編入することについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 集出荷施設の設置場所という、地域の農業振興の基本的な方針に関わることであり、利用者である農業者や住民から意見を求める必要があること ② 農業用施設によって日照等の変化により営農条件が変化する可能性がある農業者等に異議申出を行う機会を付与する必要があること ③ 都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県に協議し、同意を得る必要があることから、当該編入に係る整備計画の変更を「政令で定める軽微な変更」として位置付けることは適切ではない。 <p>また、農振法第10条の趣旨に鑑みて編入を行ったとのことであるが、御提案に従えば、住民による意見書の提出や都道府県による同意等の機会がなくなり、都道府県・市町村・住民が一体となって農業振興の方向性を決めるという農業振興地域整備計画制度の趣旨に沿わないこととなることが懸念される。(別紙あり)</p>
174	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止	農振法施行令第10条に定める軽微な変更)に、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために市町村の農用地区域の変更を加えることにより、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。	<p>【支障事例、必要性】</p> <p>県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。</p> <p>山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいため敬遠されており、除外は進んでいない。</p> <p>また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。</p> <p>市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。</p> <p>【メリット】</p> <p>過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について	農林水産省	長野県	<p>御提案では、山林化した土地の農用地区域からの除外のためには、農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)に関する基礎調査が必要であるとされているが、当該除外が農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、必ずしも基礎調査を経ることなく農用地区域からの除外を行うことが可能であり、その旨を周知する方向で検討する。</p> <p>農用地区域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地区域からの除外に係る計画変更については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方針に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、 ② また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、 ③ 加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。 <p>ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地区域内の1ヘクタールを超えない面積における用途の変更等については、市町村の農業振興を図るための基本的な方針に関わるものとは言えないこと等から、これらの変更については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。</p> <p>御提案の、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地の農用地区域からの除外については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該土地を整備することにより農用地として利用する対象から除外するという、地域の農業振興の基本的な方針に関わることであり、農業者等の住民から意見を求める必要があること ② 当該土地の農用地区域からの除外後の利用によって影響を受ける可能性のある農用地区域内にある土地の所有者等に、異議申出を行う機会を付与する必要があること ③ 都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県に協議し、同意を得る必要があることから、当該除外に係る整備計画の変更を「政令で定める軽微な変更」として位置付けることは適切ではない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
71	A 権限 移譲	農地・農 業	農地または採草放牧 地の質貸借の解除等 の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項 の規定により都道府県が処理す ることとされている事務・権限を、 中核市市長へ移譲する。	<p>【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正されました。</p> <p>【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求めたが難作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きについて説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可までの期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮できないのかと意見がありました。</p> <p>【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知事が都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可まで長期間を要することとなります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益につながります。</p> <p>【懸念の解消策】 質借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否かを判断する事案が想定されます。事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。</p>	農地法第18条第1項 及び第3項、第59条の 2 (第4次一括法第36条)	農林水産省	大分市	<p>農地法第18条第1項の許可は、質貸人と質借人の双方の利益の調整を図る観点から、客観的かつ慎重な審査を行い得る体制を備えていることが必要であることから、現場からある程度距離を置いている都道府県知事が処理することとされている。</p> <p>指定都市内にある農地に関する当該許可権限については、 ① 多くの都道府県と指定都市が指定都市への権限移譲に賛成したこと ② 地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、既に多くの指定都市の長が事務を行っていたこと ③ 指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がないこと から、第4次地方分権一括法に基づき、本年4月1日から指定都市の長に権限移譲されたところであるが、中核市においては、そのような事情にはないものと考えている(中核市45市のうち、地方自治法により権限移譲を受けているのは16市(36%)。)</p> <p>このため、一律に中核市に権限移譲を行うのは適当ではなく、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、個別に権限移譲を行っていくことが適当と考えており、まずは、本特例の適用について大分県と協議いただければと考えている。</p>
156	A 権限 移譲	農地・農 業	農地又は採草放牧地 の質貸借の解約等の 許可	農地又は採草放牧地の質貸借 の解約等の許可事務の都道府 県から中核市への移譲	<p>【制度改正の必要性】 農地質貸借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申請書の記載事項及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なものであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は許可若しくは不許可についての意見を決定し、都道府県知事に送付する。都道府県知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と同様の審査を行う。 農地の質貸借の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断ができない場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の可否は、法令や通知(農地法関係事務に係る処理基準について(平成12・6・1 12構改B404 農林水産事務次官通知))に基づき判断されるものであり、許可権者によって判断基準が変わるものではない。 また、権限移譲により許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移譲することが適当である。</p>	農地法 第18条第1項及び第3 項 第59条の2	農林水産省	岐阜市	<p>農地法第18条第1項の許可は、質貸人と質借人の双方の利益の調整を図る観点から、客観的かつ慎重な審査を行い得る体制を備えていることが必要であることから、現場からある程度距離を置いている都道府県知事が処理することとされている。</p> <p>昨年の地方分権第4次一括法において、都道府県知事の権限を指定都市に移譲したが、これは指定都市内にある農地に関する当該許可権限については、 ① 多くの都道府県と指定都市が指定都市への権限移譲に賛成したこと ② 地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、既に多くの指定都市の長が事務を行っていたこと ③ 指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がないこと を理由とするものであるが、他方で中核市においては、そのような事情にはないものと考えている(中核市45市のうち、地方自治法により権限移譲を受けているのは16市(36%)。)</p> <p>このため、一律に中核市に権限移譲を行うのは適当ではなく、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、個別に権限移譲を行っていくことが適当と考えており、まずは、本特例の適用について岐阜県と協議いただければと考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
173	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	2a未満の農業用施設 等の設置に係る農地 転用許可の撤廃	耕作を行う者が、その者の他の 農地の利用増進のため又は2a 未満の農業用施設を設置するた めに農地等を転用することを目 的として、他者の農地等に権利 を設定し、又は移転する場合に は、あらかじめ市町村農業委員 会へ届け出ることとし、農地法第 5条の許可を不要とする。	<p>【支障事例、必要性】</p> <p>耕作の事業を行う者が所有している農地を、その者の他の農地の保全又は利用増進のために転用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。</p> <p>しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。</p> <p>本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a未満)の許可実績(農振農用地内の件数)</p> <p>H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1)</p> <p>H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1)</p> <p>【メリット】</p> <p>申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削減され、農業者の負担軽減につながる。</p> <p>現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。</p>	農地法第5条、農地法 施行規則第32条第1 号・第53条	農林水産省	長野県	<p>農地を転用するために他人から農地の権利を取得する場合には、</p> <p>① 転用する農地の位置、規模、事業内容等が適正なものであり、周辺の農地における営農に支障が生じることがないか</p> <p>② また、転用しようとする農地を借り受けて耕作している農業者がいる場合には、その同意を得ているか等を確認するため、事前に許可を必要としている(農地法第5条)。</p> <p>一方、自らの農地において、農業用施設を設置するために2アール未満の農地を転用するとき等については、</p> <p>① 自らの営農に影響がない位置で必要最小限度の面積の農地を転用し、</p> <p>② 所有者として、農地を借り受けている者の同意を得るものと想定されることから、農地法の許可は不要としている(農地法第4条第1項第8号、農地法施行規則第32条第1号)。</p> <p>仮に、農業用施設設置のための2アール未満の他人の農地の転用に際し、農地法第5条の許可を不要として農業委員会への届出制とすれば、</p> <p>① 必要以上に規模の大きな面積の農地や当該施設の設置により周辺農地に日影等の影響が生じる位置の農地が転用されることによって、周辺の農地における営農に支障が生じるおそれがあること</p> <p>② 農業用施設への転用においては、不動産業者を介さない相対取引が一般的と考えられることから、転用しようとする農地を借り受けて耕作している農業者がいる場合であっても、農地を見るだけでは必ずしも借り受けている者がいることが分からないため、その同意を得ないまま転用され、係争に発展するおそれがあることから、事前に是正をすることができなくなるため、適切ではないと考える。</p> <p>また、申請書の添付書類については、例えば、</p> <p>① 転用事業の内容を確認するために必要に応じて添付を求めている事業計画書や工事工程表については、施工業者が作成する設計書等</p> <p>② 転用事業を実施するための資力の確認に必要な資金証明については、預金通帳の写しを活用することが可能であり、申請者の過大な負担にならないようにしているところである。</p>
207	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農振法ガイドラインに おける農振法施行規 則第4条の4第26号 の2計画の明確化	農振法施行規則第4条の4第26 号の2計画に関して、農業振興 地域制度に関するガイドラインに おいて「農業集落地域において 設置することが通常適当であると 認められる非農業的な土地利用 需要に対応するものとするこ とが必要」とされているが、その 詳細な取扱いが明確にされてお らず、具体的かつ過去の運用実 例を反映し、当該ガイドラインの 明確化を図ること。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>農振法施行規則第4条の4第26号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時間と経費を費やした。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いずれも地域の就農者や他市町村からの住民を呼込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイドラインに記載の「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な土地利用需要に対応するものとする必要」「積極的に非農業的な土地利用を図ることにより都市化の進展を促進させるような土地利用～なじまない」と示されたが、その規模感や通常適当であると認められる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。</p> <p>また、同じ制度でありながら、非農用地予定区域に整備可能な施設等についての考え方が、他の地域※と近畿とで違いがあった。</p> <p>※他地域では、26号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。</p> <p>【具体的な効果】</p> <p>ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農産業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能となる。</p>	農業振興地域の整備 に関する法律施行規 則第4条の4第26号の 2 農業振興地域制度に 関するガイドライン第 13 3(5)⑦	農林水産省	近江八幡市	<p>市町村の条例に基づく「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」(いわゆる「26号の2計画」)は、農用地の保全と併せて地域において通常発生している非農業的土地需要に対応するものとして創設したものであり、その対象となる施設の種類や規模は地域の実情に応じて様々であることから、市町村による「26号の2計画」の作成に資するよう、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて想定される施設を例示しているところである。</p> <p>御指摘を踏まえ、農業振興地域制度に関するガイドラインについて、「26号の2計画」の対象として想定される施設の例示の追加等を検討することとしたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
273	A 権限 移譲	農地・農 業	耕作放棄地再生利用 緊急対策交付金に係 る交付事務の権限移 譲	耕作放棄地再生利用緊急対策 に係る交付金を都道府県・市町 村への交付金とし、事務手続の 権限を移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっているが、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。</p> <p>これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続を経ていたが、そのたびごとにJA中央会営農振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。</p> <p>また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。</p> <p>また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地方創生の推進につなげることができる。</p>	耕作放棄地再生利用 緊急対策実施要綱	農林水産省	兵庫県、滋 賀県、大阪 府、和歌山 県、徳島県	<p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金において、協議会(※)が事業を実施する方式としているのは、多様な主体が参画・連携することにより、</p> <p>① 利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等荒廃農地の再生に係る取組</p> <p>② 経営相談、再生した農地の状況に関する相談等営農開始後のフォローアップ</p> <p>に関して、農業者等を総合的に支援することができるようにするためのものである。</p> <p>また、都道府県・市町村以外の組織が協議会の会長や事務局を担当して主導的な役割を担っている協議会が多数あり、都道府県・市町村への交付とすると、そのような組織が主導的な役割を担えなくなることから、地域の実情に応じた交付金の運用ができなくなる都道府県・市町村が生じることが懸念される。</p> <p>なお、御提案の支障事例については、協議会における事務手続が煩雑とされているが、</p> <p>① それぞれの取組主体が実施している事業について、別々に計画承認等の手続をするのではなく、計画的に複数件をまとめて手続すること</p> <p>② 事前に会長が専決処理できるものを決めることにより、他の者による決裁手続を省略すること</p> <p>③ 年間2回行われている総会等を年間1回とすること</p> <p>などにより、対応できるものと考えられる。</p> <p>また、都道府県・市町村への交付により、都道府県(地方機関を含む。)と農地中間管理機構との連携や普及指導センターによる指導が可能となるとされているが、都道府県、農地中間管理機構及び普及指導センターを協議会の会員とすることにより、現行制度でも連携等は可能である。</p> <p>(※ 都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、農地中間管理機構、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等が、市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等が協議会会員となっている。)</p>
206	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	農業振興地域の指定 基準の変更を伴う地 区計画制度の見直し	市街化調整区域内の市街化区 域縁辺部において、市町村長が 対象区域に農業振興地域の農 用地を含んで地区計画を定めよ うとすると、農林水産大臣及 び都道府県知事に協議を行い、 協議が調った場合に限り、当該 地区計画の区域内について、都 道府県知事は、農業振興地域の 整備に関する法律に基づく農業 振興地域の指定を行わないこと とすること。	<p>【現行制度の概要】</p> <p>市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が著しい地区について、市街化の傾向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行おうとした場合、現行制度下では、区域区分の見直しによってのみ対応できることとされている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされており、本県では、通常5年毎に広域の都市計画区域全体の見地から、複数の市町村と調整の上で都道府県が見直しを行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには長期間を要しており、基礎自治体が推進するまちづくりのウィークポイントとなっている。</p> <p>今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や「地域再生関連法」の改正等を踏まえた地域活性化の実現のためには、このウィークポイントの克服が、基礎自治体にとって生き残りをかけるツールとしても必要であると考えことから、市街化調整区域内の市街化区域縁辺部において、市町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及び都道府県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の区域内について、都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を行わないこととすることを提案する。</p>	都市計画法第12条の5 都市計画運用指針 農業振興地域の整備 に関する法律第6条	農林水産省	近江八幡市	<p>市街化区域縁辺部の市街化調整区域において都市的土地利用を行うのであれば、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考えられることから、具体的な計画をもとに、農業振興地域の区域変更及び都市計画の変更に向けて都道府県と調整を行うことが重要であると考え。また、「県が、通常5年ごとに市町村と調整の上で区域区分に関する都市計画の見直しを行っている」とされているが、必要な場合には、5年ごとの見直しでなくても都市計画を変更することが可能である。</p> <p>なお、都道府県は、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域として、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として設定できることとなっており、農振法上、市街化区域においては農業振興地域の指定がされないこととされている。</p> <p>一方、市街化調整区域における地区計画は、市街化区域とは異なり、市街化を促進するための計画ではなく、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲内で、既存集落等の良好な環境の確保を図るなどのために定められるものである。</p> <p>このため、御提案のとおり、地区計画が定められた市街化区域縁辺部の市街化調整区域において農業振興地域の指定がされないこととするのは、今後相当長年にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域である農業振興地域の性質に鑑み、適当ではないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
2	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「長期利用財産処分 報告書」を提出するに 当たったの提出書類 の明確化、手続の簡 素化	農業集落排水施設を財産処分 し、公共下水道に接続するため 「長期利用財産処分報告書」を 提出しようとしています。なに をもって報告書を受取できるか 詳細に基準を明示していただく とともに、事前協議の短期化、及 び受取が簡潔になるよう緩和し ていただきたい。	<p>【支障事例】</p> <p>現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を通して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設(農業集落排水施設の処理場等)が、「長期利用財産(10年以上)であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者(市)による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となる」となっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたり、地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用することとしています。</p> <p>しかし、提出書類について明示されていないと思われるものまで、届出の過程で提出するよう不備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっています。たとえば、防災倉庫にはどのようなものをいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められることなどです。(詳細は別添のとおり)</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>申請に必要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共団体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われれます。また、事前協議の時間も短期間で終了すると思われれます。</p> <p>本市における農業集落排水施設は、老朽化しており汚水処理費、及び維持管理費の負担が年々増しております。その中で、近隣まで整備された公共下水道に接続することは、本市にとって効率的で、必要不可欠な事業であり、是非とも早急に成し遂げたいと思っております。</p>	補助金等に係る予算 の執行の適正化に 関する法律第22条 補助事業等により取 得し、又は効用の増 加した財産の処分等 の承認基準について (平成26年6月25日 第370号)	農林水産省	倉敷市	<p>地域活性化等を図るために行う財産処分に係る長期利用財産処分報告書の受理を行うに当たっては、今後の利用方法等について具体的に確認する必要があるが、今後の利用方法については、地域ごとにその取組が異なることから、受理可能となる基準を予め詳細に設定することは困難である。</p> <p>なお、お示しのあった「『長期利用財産(10年以上)』であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者(市)による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となる取扱い(包括承認制)」は、手続の簡素化の観点から導入されたものであることから、報告内容の確認のために必要な書類については、必要最小限のものとなるよう、地方農政局を通じて各都道府県・市町村等に周知を図ってまいりたい。</p> <p>(なお、本案件において、国(中国四国農政局)は、倉敷市から提示のあった別添資料の事項に係る報告を求めている。)</p>
35	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地防災事業に係る 土地改良法に基づく 手続の簡素化(要件 の緩和)	農家に事業費負担を求めない農 地防災事業に係る土地改良法 手続について、地方自治体によ る申請制度の拡充や3条資格者 (事業の施行に係る地域内にあ る土地の農家等)同意手続の省 略など、法手続の簡素化に資す る見直しを行うこと。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。)が、農地以外での効果もあるなど、地域全体で効果享受するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いものと思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきたい。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例えば、湛水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域内の宅地等の浸水を防止する効果もある。</p> <p>したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を念頭に置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況にある。</p>	土地改良法第85条の 2	農林水産省	愛知県	<p>土地改良事業の実施につき、原則として事業参加資格者の同意徴集を要することとされているのは、一定の地域の土地を対象に強制的に事業を実施することにより、地域内の農用地の生産条件を改変して個々の農家の経営に影響を与えらるとともに、これによる受益に対応して個々の農家に要した経費を強制的に賦課徴収できることとされていることによるものである。</p> <p>上記のように、土地改良事業は原則として個々の農家の権利と利益に関わるものであることから同意を徴集することとされているものであり、提案理由において挙げられているように、農家負担がないことのみをもって3条資格者の同意徴集を省略することは適当ではないと考えられる。</p> <p>なお、提案での「具体的な支障事例等」の中で、「(土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。)」とされており、土地改良法第85条の2第6項の規定に基づく市町村の申請による国又は都道府県土地改良事業(以下「市町村特別申請事業」という。)においては同意徴集が不要であるかのように記載されているが、市町村特別申請事業の申請時には事業参加資格者からの同意徴集を要しないとされているものの、市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ、又は増大するような、他の施設の新設又は変更を内容とするなどの土地改良事業を実施する際に、当該市町村特別申請事業に対する同意を含めて同意を徴集することとされており、市町村特別申請事業においても同意徴集が不要とはされていないところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
148	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	土地改良法52条に基 づき換地を行う場合の 権利を有する者の取 り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き未了農地があつて、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱うこと。ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	<p>【具体的支障事例】 換地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後に換地処分を行うが、近年、相続登記が未了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支障が生じている。また、登記名義人や相続権利者に所在を確認できない者も増えており、地区の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。</p> <p>具体例として、現在、事業実施を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が150人(生存69人、死亡して相続手続き未了81人)であつて、権利を有する者が996人(生存69人+相続権利者927人)存在する場合、2/3以上を権利者会議に出席させて意思確認すること自体が困難で、事業が実施できない(分母だけが肥大化し、換地計画の議決ができなくなる)。</p> <p>【制度改正の必要性】 現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する等に対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が100人(分母150人の2/3)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重できるようになる。</p> <p>【懸念の解消策】 運用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区内に含めないものとするなどで反対者の意思を侵害することはない。土地改良法は1949年の施行であり、当時は家督相続制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地が多かつたと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。</p>	土地改良法52条	農林水産省	長崎県	<p>ほ場整備事業のように換地を伴う土地改良事業においては、換地処分に係る一連の手続を実施するに当たり、当該事業実施地区内の農用地に関する権利に直接影響を及ぼすものであることから、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「関係権利者」という。)で組織する関係権利者会議において、当該関係権利者が当該換地に係る計画(換地計画)に対する同意又は不同意の意思を表明できるようにされているところである。</p> <p>提案によれば、その所在が不明となっている相続人(関係権利者)を特定することなく、関係権利者会議では意思を表明できないものとして扱うこととしてはどうか、としているが、関係権利者を特定することなく換地処分に係る一連の手続を実施することとなれば、特定されないままとなった関係権利者の財産権の侵害に当たるおそれがある。したがって、こうした場合にあっては、民法に規定する財産管理制度を活用することとし、当該制度により選任された財産管理人を経由して一連の手続を進めることが適当と考えられる。</p> <p>なお、関係権利者は関係権利者会議に必ずしも出席する必要はなく、書面議決や委任によることも認められている。</p>
104	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業用施設等の災害 復旧事業制度に係る 事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	<p>【制度の概要】 農地及び農業用施設の災害復旧事業の補助制度において、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条による補助率増高申請や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条による特別措置適用申請を行う場合には、関東農政局監修の「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」(以下、手引きという。)により、字切図及び高率補助該当調査表等を添付する事が義務付けられている。これらの添付書類は、手引きに詳細なルールが記載されており、作成に労力を要するものとなっている。</p> <p>【支障事例】 千葉県では、東日本大震災や平成25年台風26号の際等に、本制度を活用したところであるが、添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担となった。例えば、東日本大震災の際に、県内のある市では、190件の申請を行うこととなり、資料作成を外部へ委託せざるを得なかったため、840万円(延べ200名以上)を要した。</p> <p>【支障事例の解決策】 特に作成に労力を要する字切図は、手引きによれば、受益地の範囲及び関係耕作者の確認をする資料であるが、既存の図面(関係事業の計画平面図等)に受益範囲を明示したもので代用でき、また高率補助該当調査表については、手引きによれば、関係耕作者の実数を確認する資料であるが、申請者(市町村等)であれば受益者の特定は容易であり、土地改良法第29条第1項による組合員名簿や土地原簿等により代用できると考えられることから、特に大規模災害等で被害件数が多い場合は、これらの書類について既存の資料での代用を認めて頂きたい。</p>	農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き	農林水産省	千葉県	<p>本提案は、地方農政局監修の手引きに定められた事務手続に係るものであり、政省令、要綱等に定められているものではなく、字切図については、貴県が提案する計画平面図等その他の図面が、被災箇所と関係耕作者を確認できるものであれば字切図に代えることができるものである。</p> <p>また、高率補助該当調査表についても、耕作者名簿を電子化することにより関係耕作者の重複が無いことが確認できる場合には、省略できることとなっている。したがって、本提案については、「現行制度でも対応可能であることが明らかな事項」に該当すると考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
98	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会	【山村振興法】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 策定スケジュールについては、一律の日程を示しておらず、地域の実情、自主性を踏まえた対応が可能と考えているが、仮に、重複を避けるため、全国一律に策定期間の調整を行う等とした場合には、地方公共団体によって必要なスケジュール感が異なることから、地域によっては必要性に応じた振興施策の迅速な実施に支障を及ぼすおそれがあり、慎重な検討が必要である。 また、山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5年度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感で、計画等の作成・検討が行われるものと考えている。 なお、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言としてお示しする等、円滑な計画等の作成の支援に努めているところである。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。
326	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県	【山村振興法】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 策定スケジュールについては、一律の日程を示しておらず、地域の実情、自主性を踏まえた対応が可能と考えているが、仮に、重複を避けるため、全国一律に策定期間の調整を行う等とした場合には、地方公共団体によって必要なスケジュール感が異なることから、地域によっては必要性に応じた振興施策の迅速な実施に支障を及ぼすおそれがあり、慎重な検討が必要である。 また、山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5年度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感で、計画等の作成・検討が行われるものと考えている。 なお、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言としてお示しする等、円滑な計画等の作成の支援に努めているところである。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
121	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	多面的機能支払に係 る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金 (農地維持支払・資源向上支払 (共同活動)・資源向上支払(長 寿命化))の経理の統合	<p>【改正の必要性】</p> <p>多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。交付金の経理区分については、下記のとおり2種類で区分することとなっている。</p> <p>1:①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 2:③資源向上支払(長寿命化)交付金</p> <p>実際の共同活動においては、例えば ①の農道の路面維持と③の舗装工事 や ②の水路の軽微な補修と③の長寿命化のための補修 など 活動の区別が曖昧なものがあり、経理区分を行うことが難しい場合がある。これらのことから実施集落より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化する事が望まれている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>金額の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ごとに細切れの工事発注となるため、経済的に不利となったり、効果の発現が遅れる。 経理の区分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手まで時間を要する。</p>	農業の有する多面的 機能の発揮の促進に 関する法律第3条、多 面的機能支払交付金 実施要領第18(3)、 第28(4)	農林水産省	奈良県	<p>多面的機能支払のうち、①農地維持支払は、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動等、②資源向上支払(共同活動)は、水路、農道、ため池の軽微な補修や農村環境保全活動等、③資源向上支払(施設の長寿命化)は、水路や農道等の施設の老朽化部分の補修や更新を支援するものである。</p> <p>このように、支援する活動によって交付金を区分しているところであるが、①と②については会計を一体として経理することを可能とし、活動組織への負担の軽減を図ってきたところである。なお、③は、水路の補修や農道の舗装等、施設の形状変更等を伴うため、財産管理の観点から他の活動と区分して経理を行っていただくこととしている。</p> <p>多面的機能支払制度は、平成26年度から開始されたものであり、その内容、手続等については、お問い合わせ等にできる限り迅速に対応するとともに、今後、第三者委員会等の意見も聞きつつ、必要な改善を検討してまいりたい。</p>
109	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業に 係る事務手続きの簡 素化	<p>1農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、認定農業者及び認定就農者については計画認定書の写しのみとし、併せて土地の登記事項証明書は、農地台帳の写しに代替する。</p> <p>2市町村による農用地利用配分計画の作成については、農業者等による協議の結果を重視し、農用地利用配分計画の縦覧を廃止する。</p> <p>3機構が貸し付けた農用地については、農用地等の利用状況の報告等を廃止する。</p> <p>4機構の農地中間管理事業に係る業務委託について、都道府県知事の承認を廃止する。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>農地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間を要している。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認を要するなど非効率である。そのため、別紙のとおり規定を見直し事務を簡素化することで、事業の推進を図る。</p> <p>【支障事例】</p> <p>1～3について(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:事務手続き期間の長さ) H27年度当初に農地中間管理事業の推進についての市町キャラバンを実施し、県内全25市町に県及び機構の担当者が出向き、各市町毎に推進上の課題について検討したところ、全市町が①事務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)と、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)を課題として挙げた。市町、市町農業公社等は、農地中間管理事業だけではなく、農業経営基盤促進法に基づく賃借権の設定等(従来事業)について、相談窓口となり、その後の事務手続きを行っている。面的な農地集積を図るため、市町等は農地の貸付希望者や借受希望者に対し農地中間管理事業の活用を誘導しているものの、①、②の理由で、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。【参考】26年度の本県における農地の権利設定の状況:○農地中間管理事業での権利設定:450件、○従来事業:約5,800 + 1,000~2,000件)</p> <p>4)について 機構の農地中間管理事業に係る業務委託の都道府県知事の承認については、毎事業年度ごとに必要となるが、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査は十分に可能である。</p>	農地中間管理事業の 推進に関する法律施 行規則 第11条第2項 第2号の1から8 農地中間管理事業の 推進に関する法律第 18条、第19条、第21 条、第22条	農林水産省	栃木県	<p>現行制度では、機構から農地を借り受ける場合には、農地法第3条の許可なく権利を取得できることから、農地法第3条の許可要件を満たしているかを配分計画作成時にきちんと審査する必要があり、農地法で許可を受ける際に必要となる書類と同様の書類を配分計画に添付することとしている。このため、御提案のように、機構から借り受ける時だけに審査を緩めることにつながる添付書類の省略を行うことは適当ではないと考えている。ただし、全部事項証明書については、来年4月以降の農地情報公開システム改良後に、その添付を不要とできないか検討することとしている。</p> <p>農地中間管理機構は、公的な機関であり、公正・適正に貸付先の決定を行っていくことが求められることから、貸付先として選ばれなかった借受希望者が意見書を提出できる機会を設けることは必要であり、縦覧手続を廃止することは適当ではないと考えている。</p> <p>利用状況の報告に関する規定については、受け手が適切に農地を利用していることを確認し、適正に利用していないと認められるときには貸付等の解除を行えるよう設けているものであり、農地中間管理事業により農地の利用の効率化及び高度化を促進する上では不可欠な規定であることから、これを廃止することは適当ではないと考えている。</p> <p>機構の業務委託に関する都道府県知事の承認については、公正に業務を遂行できる者が委託先として選定されることを担保するために設けているものであり、これを廃止することは適当ではないと考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
171	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農事組合法人が行う ことができる事業種類 の拡大	<p>農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に密着した「生活サービス事業」を加える。(株式会社への組織変更不要)</p> <p>また、農事組合法人が自家用有償旅客運送を行うことができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。</p> <p>※地域に密着した生活サービス事業の例</p> <p>①地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時預かり ④生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等</p>	<p>【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参加が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参加に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参加を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。</p> <p>【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。</p> <p>【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化</p>	農業協同組合法第72条の8 道路運送法施行規則第48条	農林水産省 国土交通省	長野県	<p>農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当てしている。</p> <p>今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社とすることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。</p> <p>なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。</p> <p>また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。</p>
67	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「持続性の高い農業 生産方式に係る技術」 の認定要件の見直し	<p>エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術(有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。 しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に取り組む農業者も増えつつあり、化学合成農業を使用しない又は削減した病虫害防除・被害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農業低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。</p> <p>【具体的な支障事例】 富山県内において、化学合成農業の使用削減技術として、食品添加物やでんぷんを原料とした新しいタイプの農薬(商品名:アカリタッチ、粘着くん等)を使用してダニやアブラムシの防除(虫体を被覆し気門封鎖することで殺虫)に取り組む農業者がみられる。 これらの農薬は、その成分から人畜や生態系に及ぼす影響が少なく環境にやさしい持続的な農業につながるものであるが、施行規則で規定されている技術(化学合成農業低減技術)に該当しないことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。</p> <p>【期待される効果】 エコファーマー認定取得者の拡大、持続的な農業生産方式の面的拡大、環境負荷の低減</p>	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第2条 同法施行規則第1条	農林水産省	富山県	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることとしている。</p> <p>同法において、持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進し、良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、化学肥料及び化学合成農業の使用を減少させる効果等が高い技術を用いるものをいう。</p> <p>それらの技術については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条で定められており、その追加については、追加しようとする技術が法の趣旨に合う場合に行っているところである。</p> <p>御提案の技術については、その具体的な内容を確認・検討の上、省令改正の要否について判断を行う。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
147	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	野菜生産出荷安定法 施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則 の共同出荷割合の見直し	<p>【具体的支障事例】 野菜の価格が下落したときに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。 しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模生産者が新たにできたため、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共販要件を下回る産地がでてきた。しかしながら、対象産地のJAへの出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定めるよう見直ししてほしい。 また、市場に出荷しない大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて欲しい。 大規模生産者登録の要件 対象野菜を出荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋)</p> <p>【制度改正のイメージ】 産地規模(出荷量)に応じた共販率要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6,000t以上の産地は、共販率を1/3、8,000t以上の産地は1/4とする。その場合でも、共販量は2,000t以上確保でき、計画出荷は確保できると考えられる。</p>	野菜生産出荷安定法 施行規則第2条	農林水産省	長崎県	<p>野菜生産出荷安定法は、一定の生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的としている。</p> <p>消費者への指定野菜の安定供給を図るため、同法に基づく指定野菜産地については、一定のまとまりを持ったロットの計画出荷を通じて需給安定が図られるよう、面積要件のほか、産地区域全体の出荷量に占める共同出荷数量の割合を2/3以上とする共同出荷要件を設定している。</p> <p>この共同出荷要件は、共同出荷割合が一定以上低くなってしまうと、産地区域全体として計画出荷ができず、指定野菜の需給安定が図られなくなってしまい、野菜価格が乱高下して国民消費生活に影響を及ぼすおそれがあることから設けているものである。</p> <p>ただし、共同出荷要件については、共同出荷数量が2,000トン以上の大規模産地の場合は、より大きなロットの確保が可能であることから、共同出荷要件を2/3以上から1/2以上に引き下げる特例措置を設けている。この特例措置においても、産地全体として一定のまとまりを持ったロットを出荷し、野菜の需給安定を図るため、1/2以上という必要最低限の割合を要件としている。</p> <p>以上のことから、産地規模によって共同出荷要件を1/2よりも低くするという御提案については、野菜の需給を安定させ価格の乱高下を防ぐ観点から対応は困難と考えているが、一定数量を市場に出荷することを担保できる産地に対し、どのようなセーフティネット措置を講じていくについては、今後とも検討が必要と考えている。</p> <p>また、大規模生産者の出荷量を産地区域全体の出荷量から除くとの御提案については、見かけ上の共同出荷割合は高くなるものの、本来の共同出荷割合は野菜の需給安定を図る上で最低限必要な1/2という割合を下回ってしまうため、前述の考え方により対応は困難と考えている。</p>
112	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	鳥獣被害防止緊急捕 獲対策における捕獲 個体の確認方法の変 更	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 における捕獲個体の確認につ いて、市町村担当者が捕獲現場 に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実 際に確認する方法(現場確認)を 基本とされているが、これを市 町村担当ではなく、市町村長が 任命、又は指名することとして いる「鳥獣被害対策実施隊」の 隊員でも行うことができるよう にすること。	<p>【支障事例】 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲実施の確認については、市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされ、現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認など、確実に確認できる方法を事業実施主体等が適切に定めると規定されている。 しかし、写真や捕獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県では市町の担当者が捕獲現場に直接赴き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小規模な事業主体で現場確認を基本としているところが多い。 しかしながら、マンパワーに限られている市町職員が対応することは負担が大きく、基本としている現場確認が困難な場合がある。</p>	鳥獣被害防止緊急捕 獲等対策実施要領 (別記3)第2 2(2)	農林水産省	佐賀県	<p>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲の確認については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領において、都道府県又は市町村の担当者による現地確認を基本としつつ、捕獲した鳥獣の個体全体と捕獲者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真や、捕獲個体又はその部位による確認といった方法を地域の実情に応じて定めることができる規定となっている。</p> <p>これは、不正な事業執行を未然に防止する上で、鳥獣被害防止計画の作成者である市町村が責任をもって事業を実施することが重要との認識から定めたものである。</p> <p>御提案のように、捕獲の従事者が大半を占める鳥獣被害対策実施隊の隊員による現地確認を認めた場合、不正な事業執行を招く可能性があり、効果的な被害対策を阻害する恐れがあることから、対応は困難である。</p> <p>以上を踏まえ、上記の写真による確認と捕獲個体又はその部位による確認を組み合わせることで、地域の実情に応じた個体確認の精度を高める工夫を通じて、本事業に基づき捕獲された有害鳥獣の個体であることを確実に確認できる方法により御対応いただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
205	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となれるよう実施要領を見直す。	<p>【支障事例】</p> <p>サル被害対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事業実施している地域がある。県では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前後で事業主体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。</p> <p>【提案実現の効果】</p> <p>野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要だが、具体的な取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるようになる。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害対策が一層推進され、農林業等の被害軽減や営農意欲の向上、地域の活性化等につながると考えられる。</p>	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	農林水産省	群馬県 茨城県 栃木県	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組等を支援している。近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少等が進行していることから、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することがいっそう重要となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、生息環境管理、サル複合対策等を含む本対策のソフト事業については、特に構成員が一体となって事業に取り組むことが重要であることから、協議会を事業実施主体としている。(ただし、ソフト事業のうち農業者団体等民間団体被害防止活動については、地域協議会の構成員である農業者団体等の民間団体が実施隊員の確保・育成など実施隊の体制強化に向けた取組を行うことが可能である。)</p> <p>御提案のように、本対策のソフト事業一般について、構成員が個別に取り組むことを可能とした場合、地域ぐるみの効果的な鳥獣被害防止対策が実施できなくなる恐れがあることから、対応は困難と考えている。</p> <p>なお、ソフト事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務については、事業費の50%以内においてその業務を委託することが可能である。</p> <p>また、交付決定前までの期間に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助事業者等は交付決定後に補助事業に取り組むこととなっている。ただし、本対策の実施要領において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前に事業に取り組むことが可能となる規定を設けていることから、ご活用いただきたい。</p>
274	A 権限 移譲	農地・農業	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者か否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながっていない。本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものなどに誘導したいと考えているが、10a以上の米作付面積があることや、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。</p> <p>米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。</p>	経営所得安定対策等実施要綱2の(1)の⑤及び⑦	農林水産省	兵庫県	<p>米の直接支払交付金は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)及び「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)において、平成30年産から廃止することとされている。</p> <p>このような中、この交付金を前提に機械・施設への投資を行ってきた農業者がいたため、現在、平成29年産までの激変緩和措置として実施しているところであり、ご提案のような新たな仕組みを導入することは適当ではない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
275	A 権限 移譲	農地・農 業	経営所得安定対策等 に係る「水田活用の直 接支払交付金」交付 事務の国から都道府 県等への移譲	経営所得安定対策に係る 「水田活用の直接支払交付金」 を都道府県への交付金とし、対 象作物及び交付単価を決定し、 農業者に交付する事務を移譲す ること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。</p> <p>国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるための最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付け面積は減少している。 (H22年 9,720ha → H25年 9,540ha(△180ha))</p> <p>そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。</p> <p>例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は適作とは言えない。麦についても、播磨地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬地域では、潤潤地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせ交付金を受け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励む生産者があるアンバランスが生じている。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>都道府県への交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図ることができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられる。</p>	経営所得安定対策等 実施要綱6の(1)及び 8	農林水産省	兵庫県	<p>水田活用の直接支払交付金は、飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を進めること等を通じて、食料自給率・自給力の向上を図ること等を目的としている。</p> <p>御提案のとおり、「水田活用の直接支払交付金」について都道府県が対象作物及び単価を設定できるようにすること等を認めた場合、</p> <p>① 本年3月に新たに閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を推進することとされた中で、これらの作物への支援が担保されないこととなること</p> <p>② また、今般の米政策改革を着実に推進していく上においても極めて重要な施策となっている本交付金については、多くの都道府県や農業者から制度の継続についての強い要望が出されていること</p> <p>③ さらに、昨年と同趣旨の提案が提出された以降において、他の都道府県からは、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、そのための人員の確保等は難しく、移譲しないほしい等の声も現に聞こえてきていることから、対応は困難である。</p> <p>なお、水田活用の直接支払交付金では、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組みも設けていることから、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたい。</p>
153	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	指定生乳生産者団体 制度の弾力的運用	指定生乳生産者団体制度につ いて、ミルクプラントを直接設置 運営している生産者団体に限っ て、一部委託販売が出来るよう 制度の弾力的運用を行っていた きたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3t/日を上限に製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。一方、現行の制度では、酪農生産者団体が自ら設置運営するミルクプラントであっても、一旦指定団体に全量委託販売し、その後に指定団体からミルクプラントが中間経費を加えた額で買い戻す必要がある。本県にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く、経営が厳しい状況がある中、中間経費を加えた買取額では経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、生産者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなくなる等の支障が発生している。よって、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する場合と同様の取扱を行ったうえで3t/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力的運営をお願いしたい。	加工原料乳生産者補 給金等暫定措置法第 3条、第5条 「指定生乳生産者団 体が行う生乳受託販 売の弾力化について」 (平成10年4月16日 付け10畜A第881号農 林水産省畜産局長通 知(別紙1)第1条	農林水産省	長崎県	<p>指定団体制度は、指定団体に出荷された加工原料乳のみに補給金を交付することを通じて、指定団体による生乳の一元集荷・多元販売を促進し、生乳の価格形成の合理化、集送乳経費の合理化等による我が国酪農の健全な発達を実現することを目的としている。</p> <p>御提案のとおり、指定団体との取引において、乳業施設を持つ生産者団体が部分委託を無制限に行うことを認めた場合、当該団体が自ら販売できない生乳を指定団体に販売委託することにより、乳業施設を持たない他の組合員の乳価低落を招くとともに、指定団体の取扱乳量の減少を招くことで、指定団体による生乳の価格形成の合理化等に支障をきたすなど、制度の根本的な目的に反することとなることから、対応は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
157	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	卸売市場整備基本方 針における中央卸売 市場再編基準の見直 し	<p>第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5)中央卸売市場(食肉卸売市場を除く。)であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと」とされているが、そのうち、以下の指標について見直しを行うこと。</p> <p>指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。</p> <p>指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地方の実情や、市場の環境等を考慮した取扱数量の設定に見直すこと。</p>	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>生産者から、県所管の地方卸売市場より国所管の中央卸売市場の方が、安定した価格や確実な入金など信頼感があるとの声がある。また、岐阜は近隣に名古屋市場があるため、名古屋市場に荷が集中し、取扱数量が減少する可能性が高く、ブランドイメージが損なわれる。</p> <p>実際、地方に転換した尼崎市、室蘭市の取扱数量の減少率は岐阜市の減少率を大きく上回っている。(別添資料「近年、地方に転換した市場の取扱数量一覧表」参照、H25のH21に対する割合)</p> <p>【制度改正(案)及び効果】</p> <p>開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当の需要量をかけ開設区域内に十分な水産物を供給できているかを図る指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」のとおり、水産物の市場経由率は53.4%(H24)で、指標①に市場経由率を掛けたい量を供給できればその役割を果たしていると考えられる。</p> <p>現在:開設区域内人口×1人当需要量⇒提案:開設区域内人口×1人当需要量×卸売市場経由率</p> <p>指標②の水産物の基準数値35,000tについては、第8次卸売市場整備基本方針から35,000tのままで10年近く変更されていないことは、少子高齢化や魚離れ等による消費量の減少が続く中、実態とかけ離れている。</p> <p>中央卸売市場の平均は約35,000tだが、平均を上回る市場はほとんど政令指定都市である。政令指定都市以外の平均は約23,000tとなり、岐阜市が海なし県で漁港が無く、水産物の入荷は海に面した市場とは違う点も考慮して約20,000t程度が妥当な基準数値と考える。(別添資料「H26青果水産取扱高一覧表」参照)</p>	卸売市場整備基本方針第2 1(5)	農林水産省	岐阜市	<p>卸売市場法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める卸売市場整備基本方針(以下「基本方針」という。)については、同条第3項に基づき、卸売市場の再編について配慮しなければならないこととされており、これを踏まえ基本方針においては、中央卸売市場としての機能が十分に発揮されていない市場について、その機能の強化を図るため、提案にある2指標を含めた4指標からなる再編基準を設け、そのうち3指標に該当した中央卸売市場に対し、5つの再編措置(①市場運営の広域化、②他の卸売市場との統合による市場機能の集約、③集荷・販売面における他の卸売市場との連携、④地方卸売市場への転換、⑤卸売市場の廃止その他市場流通の効率化)のいずれかに取り組むこととされているところ。</p> <p>また、再編基準については、提案にある指標①については、開設区域における流通量の主要部分を占めているか判断するために、また、指標②については、中央卸売市場が開設区域内のみならず、周辺も含めた生鮮食品等流通の拠点として機能を発揮する上で、全国的な視点で見ても中央卸売市場としての望ましい規模を有するかを判断するために定めているものであって、いずれも各中央卸売市場が当該市場をめぐる流通事情等の情勢変化に的確に対応し、生鮮食品等における基幹的インフラとしてその機能を十全に発揮しているかを判断するためのものである。</p> <p>この基準に該当した場合の再編措置については、5つの措置を設けているが、まずは中央卸売市場として、早期に、市場運営の広域化、他の卸売市場との統合による市場機能の集約又は集荷・販売面における他の卸売市場との連携により、市場機能の強化に取り組むことが必要となる。ただし、中央卸売市場の開設者である自治体の判断により、地方卸売市場への転換又は卸売市場の廃止その他市場流通の効率化に取り組むことも選択可能としているところ。</p> <p>本提案では、再編基準に該当することで地方卸売市場に転換した結果、当該卸売市場に対する生産者からの信頼感やブランドイメージが毀損され、取扱数量が減少する可能性が高いことを具体的な支障として挙げられているが、上記のとおり、再編基準に該当した場合においても、市場開設者の判断により、他市場との連携など中央卸売市場としての機能強化に向けた措置を選択することが可能であって、国としても特定の再編措置を強制や推奨していないことから、開設者の判断により中央卸売市場として存続することは可能と考えている(本提案は、再編基準への該当イコール地方卸売市場への転換との誤解に基づくものと考えられる)。</p> <p>また、現在の再編基準については、全国の中央卸売市場関係者において既に一定程度定着し、これを基にそれぞれの中央卸売市場が市場機能の強化に取り組んでいるとともに、再編措置は再編基準へ該当した場合における中央卸売市場としての機能強化に向けた早期改善措置としての性格を有していることを踏まえれば、再編基準を引き下げることには、各市場の機能強化への取組に混乱をきたすとともに、早期の改善意欲を減退させ改善機会を逸失することになりかねないため、慎重に考えるべきものと考えている。</p>
158	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	中央卸売市場におけ る仲卸店舗の消費者 への定期的な開放	<p>市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放を図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」に記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>取扱数量の減少等により、場内業者の経営状況は厳しい環境にある。開設者としては市場を多くの市民にPRし、知ってもらい、市場を活性化させたい。その手法の1つとして、定期的な市場開放を検討している。</p> <p>イベント的な開放については、「第9次卸売市場整備基本方針」や「卸売市場流通の再構築に関する検討会」において方向性が示されており、現在当市場も、関連棟を毎月第1土曜日に一般開放しているが、水産の仲卸業者からも「仲卸店舗も一般開放できないか。」との要望が挙がっている。</p> <p>仲卸業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。</p> <p>しかし、仲卸店舗での小売については、H12.3.31の12食流第746号「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者 (3)市場内での小売行為」において、「仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為」となっているが、具体的な取扱い(原則の例外)は明確にされていない。</p> <p>地産地消も含めた市場PRや地域活性化を図るため、仲卸店舗において消費者向けに臨時的な開放を継続して行うことにより、最終的に場内業者の経営改善、取扱数量の減少に歯止めを掛けたいが、それができない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>仲卸業者による月1回、週1回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場のPRや地域活性化を図れるように、「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者 (3)市場内での小売行為」の範囲の明確化を図っていただきたい。</p>	中央卸売市場における業務運営について第1 2(4)	農林水産省	岐阜市	<p>「中央卸売市場における業務運営について」(以下「業務運営通知」という。)では、仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為であることから、開設者に対し、仲卸業者が卸売市場法の本旨に沿った事業活動に専念するよう適切な指導を求めているところである。なお、ここでいう「恒常的」とは、「常に」という意であり、毎日継続して小売活動が行われることを指し、既に社会通念上明確な意味を有しているものと考えている。</p> <p>このため、提案にある週1回臨時的に仲卸店舗を一般に開放し、小売活動を行うことについては、業務運営通知にある恒常的な小売活動には当たらないことから、国としては開設者に対し特段の指導を求めているところである。</p> <p>なお、中央卸売市場内での小売行為(例えば年数回～月数回)については、「市場まつり」「市場開放デー」等として、全国各地の中央卸売市場において、開設者の判断により既に多数実施されており、卸売市場への市民の理解醸成等の観点からは、今後とも、関係者の合意の下で当該市場の卸売業務に支障が出ない範囲で適切に実施されることが期待される場所である。</p> <p>また、提案を踏まえ、業務運営通知における仲卸業者の市場内での小売行為に関する記載について、「恒常的」の意味するところを正確に理解されるよう、開設者への説明会等の場で改めて周知を図ることとしたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
276	A 権限 移譲	農地・農 業	六次産業化・地産地 消費に基づく総合化 事業計画の認定権限 の都道府県への移譲	六次産業化法に基づく「総合化 事業計画」の認定権限を、国か ら県に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょうごを進めている。</p> <p>【支障事例】 六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、都道府県の関与ができず、必ずしも地域の実情にあっていない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。</p> <p>例1) A営農組合 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば(種)の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。</p> <p>例2) B生産組合 当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。</p> <p>こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。</p> <p>なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。</p> <p>【効果・必要性】 県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。</p>	六次産業化法第5条1 項、5項	農林水産省	兵庫県、京 都府、徳島 県、京都市	<p>六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画については、平成27年6月末現在、累計2,245件の認定を行い、そのうち当該認定を取り消されたものが143件となっている(取消率6.4%)。</p> <p>特に、認定が開始された平成23年度中に行われた認定に限ってみても、認定件数627に対して事業の不調による取消件数は41となっており(取消率5.8%)。なお、事業者の死亡、病気による引退等による取消しを加えると82件)、安定的に事業を継続しているといえる。</p> <p>これは、国による認定及びこれと一体的に行われるフォローアップにより、認定を受けた個々の事業の進捗状況を把握するとともに、必要があれば改善のための助言を行い、6次産業化プランナーの活用を促すなど、サポート活動を適切に行ってきたことによるものと考えている。</p> <p>御指摘の「支障事例」については、認定権限が都道府県に移譲されていなければかかる認定が行われなかったはずであるとする理由が記述からは判然としないが、認定を受けた農林漁業者等の9割以上が総合化事業を継続しているという事実を踏まえると、一部の認定取消事例を取り上げて都道府県に認定権限を移譲すべきであるとする根拠は乏しいものといわざるを得ない。以上から、提案については受け入れられない。</p> <p>なお、総合化事業計画の認定に当たっては、都道府県から意見を提出することができるよう運用されているところであり、都道府県の関与ができないとする御指摘は当たらない。</p>
68	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	補助公共事業の変更 手続きの簡素化	農林水産省(林野庁及び水産庁 を除く)が所管する農山漁村地 域整備交付金以外の補助公共 事業については、当該事業の補 助要綱により、農林水産大臣が 定める軽微な変更以外は、農政 局との協議が必要となっている。 協議が必要なもののうち「地区ご との重要な事業内容の変更」に ついて、農政局との協議の廃止 を提案する。	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようになる。 (平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。)</p> <p>【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%(18地区)が補助事業であったが、平成27年度は73%(88地区)が補助事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えてきている。 平成24年度の交付金事業実施地区では、補助事業であれば協議が必要となる事業の内容変更が約25回あったが、農政局協議が不要なことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要があることから、補助事業の増加に伴い協議案件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がでるおそれがある。</p> <p>【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資する。</p>	農林畜水産業関係補 助金等交付規則第3条 第1項 土地改良事業関係補 助金交付要綱	農林水産省	富山県	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱第9において、農林水産大臣の承認が必要な変更として、工種別事業量の30%を超える増減、工種の新設又は廃止及び構造若しくは工法の変更又は施工箇所の変更等の要件を事業ごとに定めているところである。一方で、事務の簡素化の観点から、農林水産大臣の定める軽微な変更については承認申請を不要としている。</p> <p>農林水産大臣(地方農政局)の承認は、補助金適正化法第7条に基づき、補助金等の交付の目的を達成するために必要な手続であり、引き続き協議を行っていただくようご理解願いたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
277	A 権限 移譲	土地利用(農地 除く)	大臣権限に係る保安 林指定、解除の権限 の都道府県知事への 移譲	大臣権限の保安林(重要流域内 における法第25条第1項第1号 から第3号まで)の指定、解除に ついて、当該権限を都道府県知 事に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指 定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあたっての 基準に差異はない。</p> <p>提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府 県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除 の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一にする必然性はなく、例 えば一部流域が一部他府県にかかっている一級河川においては、多くの区間が流れている都道 府県が流域の保全を行うべきであると考え。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を 受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定 通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)を 要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。</p> <p>また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができ ず、都道府県に写真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がか かってしまうことが想定される。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じ た事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。</p>	森林法第25条、第26 条	農林水産省(林野庁)	兵庫県、大 阪府、鳥取 県、徳島県	<p>保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林とし て指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂災害や水害等に備えるものであり、国民 の安全・安心を守る重要な社会的規制である。</p> <p>急峻で脆弱な地質を有する狭隘な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国において、国土を保全 し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹的な責務であることに鑑みると、洪水や 土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1～3号保安林の指定・解除の判 断は、国の役割・責任に属するものである。</p> <p>特に、重要流域に関しては、</p> <p>①流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される国民の生命・財産の 被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること</p> <p>②流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経済上重要であること 等から、当該流域内に存する1～3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとし て、国の直接執行事務と位置づけているものである。</p> <p>また、1～3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影響は、広域的範囲に 及ぶ。</p> <p>複数府県にまたがる流域の保全を、最も多くの区間を管轄する府県が担う場合、行政区域を越えた範囲 に対して一府県がその区域を越えて責任を有する事態が想定されるが、当該府県が権限を有する区域に は制約があるほか、関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる現状の中では、相互の 調整が困難になることが想定される。</p> <p>このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担につ いては、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じている状況にある ことを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適 当でない。</p>
13	A 権限 移譲	土地利用(農地 除く)	複数府県に跨がる重 要流域内民有林の保 安林の指定・解除権 限の移譲	重要流域内の民有林の保安林 の指定・解除権限について、府 県への移譲を基本とし、複数府 県に跨がるものは、関西広域連 合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた 施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該 権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保 安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係 る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関 西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが 可能である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承 を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされている が、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から 予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1 年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を 知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状 況を説明するための詳細な資料が必要となっている。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令 等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限 と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。</p>	森林法第25条、第26 条	農林水産省(林野庁)	関西広域連 合 (共同提案) 大阪府、兵 庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	<p>保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林とし て指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂災害や水害等に備えるものであり、国民 の安全・安心を守る重要な社会的規制である。</p> <p>急峻で脆弱な地質を有する狭隘な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国において、国土を保全 し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹的な責務であることに鑑みると、洪水や 土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1～3号保安林の指定・解除の判 断は、国の役割・責任に属するものである。</p> <p>特に、重要流域に関しては、</p> <p>①流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される国民の生命・財産の 被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること</p> <p>②流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経済上重要であること 等から、当該流域内に存する1～3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとし て、国の直接執行事務と位置づけているものである。</p> <p>また、1～3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影響は、広域的範囲に 及ぶ。</p> <p>複数府県にまたがる流域の保全において広域連合が責任主体となる場合、その権限が及ぶ区域には制 約があるほか、関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる現状の中では、相互の調整 が困難になることが想定される。また、洪水や土砂災害が広範囲で発生した場合、広域連合だけでは対応 できず、国による対応が必要となることとなる。</p> <p>このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担につ いては、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じている状況にある ことを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適 当でない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
154	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	林業関係事業補助金 等交付要綱の改正	補助金において、内示後「交付 決定前着手届」の提出により、工 事に着手したい。	<p>【制度改正の必要性】 交付金については、農山漁村地域整備交付金実施要領第6に基づき、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事の着手が可能となる。しかし、補助金については内示後補助金申請をして、国からの交付決定後でなければ着手ができない状況である。昨年度においては、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる状況となっている。(今年度においては24日間の差) また、H27.3.28付けで標準工期の改正があり、昨年度よりも標準工期が延長となっている。(金額により延長期間が大きく、例えば3千万の工事で30日延長となった。) このことにより、早期着手・早期完成を目標としているため、補助金についても交付金と同様、「交付決定前着手届」ができるよう、要綱等の改正をお願いしたい。</p>	林業関係事業補助金 等交付要綱 農山漁村地域整備交 付金実施要領 第6	農林水産省(林野庁)	長崎県	<p>補助事業については、会計検査院からの指摘を受け、事業の着手の時期は交付決定日以降であることが、徹底されている(「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について)平成19年12月27日付け19経第1440号大臣官房経理課長通知)。</p> <p>また、御指摘の標準工期の延長については、公共工物品質確保推進法の改正により発注者の責務に「適切な工期設定」が盛り込まれたことに対応した措置であり、純工事費3千万円で240日を標準工期としたところである(30日延長)。</p> <p>御指摘のとおり、工事の早期着手が望ましいと考えられるが、入札公告の交付決定前の開始や国庫債務負担行為(ゼロ国債)制度の活用により、工事早期着手は可能である。</p> <p>林野庁としても交付決定の迅速化に努めているところであり、速やかな交付決定が必要な場合は、申請書案の事前相談等により、速やかな交付決定を可能としている。このことは、各会議等において都道府県には周知を行ってきたところであり、工事全体に実質的な影響を及ぼす可能性は低い。</p> <p>なお、災害関連緊急治山事業及び災害関連緊急地すべり防止事業については、「所謂施越工事に対する補助について(昭和31年6月7日付け31林野第76761号林野庁長官通知)」に基づき、交付決定前着手することが可能となっている。</p>
321	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	複数年契約を行う大 規模な木造公共施設 等への支援	大規模な木造公共施設等の整 備については、木材調達や工事 に複数年を要することから、複数 年での契約の場合でも補助対象 となるよう制度を見直すこと	<p>大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。</p>	「森林・林業再生基盤 づくり交付金実施要領 の運用について」第4 の1	農林水産省(林野庁)	福井県	<p>大規模な公共施設の木造化・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要とのことであるが、予算単年度主義の原則(日本国憲法第86条、財政法第11条参照)により、単年度契約を要件としているところ。</p> <p>また、工事発注に先駆けて、事前に地方自治体が木材調達を行う「分離発注」が全国各地で導入されており、単年度で実施している事例が多々あるところ。分離発注を行うことにより、施工者と工事契約前に伐採を始めることができるため、部材調達の時間を大幅に短縮でき、工事工程に沿った無理のない材料供給が可能となる。林野庁では、補助事業「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」により、地方自治体に対し分離発注の方法を含む様々な技術的な助言を行っているため、同事業の活用も御検討いただきたい。</p> <p>なお、現在実施している「木造公共建築物等の整備」については、モデル性のある木造公共建築物の整備を通じて、木材利用の良さを地域住民に普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではないこと、インフラ整備を目的とする国土交通省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にすることを御理解いただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
99	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受けて貸付事業計画を定める 手続及び国の承認後の月別資 金管理計画書の提出を廃止する ことにより、事務の簡素化(事務 改善)を図る(実績報告等につ いては継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することな く、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担とな る上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わら ず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改 めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国か らの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改 善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸 付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知 事会	本資金は、国庫補助金である林業・木材産業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担 金(1/3)を貸付原資として、林業従事者等に対し林業・木材産業改善資金の貸付を行うものであ る。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、 貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なもの であるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6 月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年 度における事業計画の承認は必要である。また、貸付事業計画についての現行の手続は、各都 道府県の今後の使用見込み、社会的情勢等についての情報を把握し、今後の事業運営の在り方 を検討する上で必要である。 月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分するため、各都道 府県の月別の貸付計画を基に適切な交付額の検討を行う必要があることから提出を求めていたも のであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取扱いについて検討する こととしたい。
194	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受けて貸付事業計画を定める 手続及び国の承認後の月別資 金管理計画書の提出を廃止する ことにより、事務の簡素化(事務 改善)を図る(実績報告等につ いては継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することな く、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担とな る上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わら ず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改 めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国か らの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改 善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸 付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県 中国地方知 事会	本資金は、国庫補助金である林業・木材産業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担 金(1/3)を貸付原資として、林業従事者等に対し林業・木材産業改善資金の貸付を行うものであ る。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じた 貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なもの であるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6 月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年 度における事業計画の承認は必要である。また、貸付事業計画についての現行の手続は、各都 道府県の今後の使用見込み、社会的情勢等についての情報を把握し、今後の事業運営の在り方 を検討する上で必要である。 月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分するため、各都道 府県の月別の貸付計画を基に適切な交付額の検討を行う必要があることから提出を求めていたも のであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取扱いについて検討する こととしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
100	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	林業就業促進資金貸 付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)	<p>【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。</p> <p>【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。</p>	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事 務次官・労働事務次官 通知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基づく林業就業促進資 金制度の運用につい て」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知 事会	本資金は、国庫補助金である林業就業促進資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、新たに林業に就業しようとする者に対し就業に必要な技術等を修得するための研修等に必要な資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。
195	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	林業就業促進資金貸 付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)	<p>【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。</p> <p>【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。</p>	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事 務次官・労働事務次官 通知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基づく林業就業促進資 金制度の運用につい て」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県 中国地方知 事会	本資金は、国庫補助金である林業就業促進資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、新たに林業に就業しようとする者に対し就業に必要な技術等を修得するための研修等に必要な資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
101	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	<p>【制度改正を求める背景・必要性等】</p> <p>国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。</p> <p>一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。</p> <p>そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】</p> <p>国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。</p> <p>【類似制度の例】</p> <p>類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。</p>	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	九州地方知事会	<p>本資金は都道府県に特別会計を設置し、国庫補助金である沿岸漁業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担(1/3)を原資として資金造成を行い、沿岸漁業者等に対し沿岸漁業改善資金の貸付を行うものである。都道府県においては国庫補助金の交付を受け資金造成した後、国庫補助金を使用して資金の貸付を行うため、国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度事業計画承認を通じて資金造成額に見合った貸付見込みであるか、資金の管理が適正なものであるかを確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。</p> <p>一方で、月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分し、交付する必要があったことから提出を求めていたところであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取り扱いについて検討することとしたい。</p>
196	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	<p>【制度改正を求める背景・必要性等】</p> <p>国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。</p> <p>一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。</p> <p>そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】</p> <p>国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。</p> <p>【類似制度の例】</p> <p>類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。</p>	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	山口県 中国地方知事会	<p>本資金は都道府県に特別会計を設置し、国庫補助金である沿岸漁業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担(1/3)を原資として資金造成を行い、沿岸漁業者等に対し沿岸漁業改善資金の貸付を行うものである。都道府県においては国庫補助金の交付を受け資金造成した後、国庫補助金を使用して資金の貸付を行うため、国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度事業計画承認を通じて資金造成額に見合った貸付見込みであるか、資金の管理が適正なものであるかを確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。</p> <p>一方で、月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分し、交付する必要があったことから提出を求めていたところであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取り扱いについて検討することとしたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
87	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	漁業近代化資金融通 法における国による関 与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)	【支障事例】 現在、10t未満から20t未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。	漁業近代化資金融通 法第2条第3項第1号 の括弧書及び第1号 口、同法施行令第4条 第1号	農林水産省 (水産庁)	九州地方知 事会	漁業近代化資金制度は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)に基づき、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、漁業者等に長期かつ低利の資金を融通するための国の制度である。漁業近代化資金の融資条件については、法において貸付金額の上限、資金使途、利率その他が定められており、同制度の全国的な公平性の確保が図られているところである。 この中で、貸付金額の上限については、特定の者への貸付の集中を防ぎ、多数の漁業者の利用に資するとの観点や、融資対象や資金使途に対して融資額が大きくなりすぎることによる過剰投資や貸し倒れリスクの増加を防ぐといった観点から、融資対象や資金使途ごとに設定されているところである。 一方で、漁業者等が漁業近代化資金を活用して導入しようとする施設の価格によっては、貸付金額が法定上限を超えることも想定される中で、当該施設の性能や当該漁業者等の経営規模等からみて適切な投資であると認められる場合には、法定上限を超える貸付を許容することが法目的に合致することを踏まえ、法において、農林水産大臣の承認を条件として、これを許容しているところである。 以上を踏まえると、御要望にあるような、法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることについては、一部の県においては限度額を大きく超えた融資が行われる一方で、別の県においては限度額の超過が認められないなど、全国的な公平性が確保されなくなるおそれがあるのみならず、過剰投資や貸し倒れリスクが増加し、同制度の安定的な運営に支障が生じるおそれがあることから、適切ではない。 また、法定上限自体を引き上げることについては、全国的には法定上限超過件数が極めて少なく(平成25年度の20t未満の漁船に係る貸付1,009件に対し、承認件数は10件(約1%)。)、立法事実(に乏しいことや、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算にも影響することから、直ちに対応することは困難である。 しかしながら、御要望を踏まえ、法定上限超過に係る時間を短縮し、漁業者等の漁業近代化資金の活用に係る利便性を向上させる観点から、手続の迅速化及び事務負担の軽減に向け、必要な対策を講じることについて検討を行うこととする。
89	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金の 融資に係る保証方法 の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直貸方式の場合であっても、保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。 沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際のみ、保証人に加え融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人になろうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思表示を示さなければならなくなり、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今まで以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直貸方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないように、十分留意した改正としていただきたい。	沿岸漁業改善資金助 成法第6条第1項 中小漁業融資保証法 第4条	農林水産省(水産庁)	九州地方知 事会	沿岸漁業改善資金は国と都道府県とが貸付原資の造成を行い、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善等を図るために必要な資金を無利子にて貸付を行っている。 本資金は、貸付した資金の償還金を新たな貸付に充当する回転型貸付制度であり、貸付金の償還が計画どおり確実に実行されることが制度存立の大前提であるため、最低限必要な措置として貸付を受ける者に対しては物的担保又は保証人を立てることを求めているものである。 なお、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づく債務保証は、民間金融機関による中小漁業者等への円滑な資金融通を図ることを目的としていることから、保証の対象となる資金の貸付金融機関に都道府県は位置付けていないところである。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
90	B 地方 に対する規制 緩和	その他	特定大臣許可漁業等 の取締りに関する省 令に基づく届出漁業 に係る提出書類の簡 素化	特定大臣許可漁業等の取締りに 関する省令に基づく届出漁業に ついて、進達事務の効率化と漁 業者の負担軽減を図るため、農 林水産大臣に対し一覧表方式に より届出・報告が行えるよう見直 しを行うとともに届出に係る添付 書類のうち、漁船原簿謄本を不 要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期 間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を 行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。 これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受け た内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届 出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類の うち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県 の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐる漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と 漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿 謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	特定大臣許可漁業等 の取締りに関する省令 第19条、第22条	農林水産省(水産庁)	九州地方知 事会	現在の届出内容等の実質的内容が担保されるよう留意しつつ、提出書類の簡素化(一覧表方式 への変更)や添付書類(漁船原簿謄本)の省略を可能とする方向で検討する。(別紙参照)
217	B 地方 に対する規制 緩和	その他	漁業調整規則の制定 に係る農林水産大臣 の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に 基づき各都道府県が定めている 漁業調整規則において、他県に またがらない一県で完結する河 川等における内水面漁業調整規 則の改正は、各県の実情を踏ま えた柔軟な対応ができるよう農 林水産大臣の認可を不要とし、 届出とすること。	【具体的な支障事例】 内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改 正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前 協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申 請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。 規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周 年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報 し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直 罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時 間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考) 平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。 現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容 確認として資料を提出中。 【制度改正の必要性】 広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県 で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必 要性は低いと考えられる。	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4 条第7項	農林水産省(水産庁)	鳥取県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県	漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条及び水産資源保護法(昭和26年法律 第313号)第4条の委任を受け、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、 都道府県知事が定めるものである。 具体的には、許可漁業の対象、小型魚や産卵期の親魚の採捕の禁止、効率的な漁具・漁法の 禁止などの措置とそうした規定に違反した場合の懲役若しくは罰金・科料などを定めている。 このため、地域ごとに異なる水産資源の状況や漁業者の実情を踏まえ、各都道府県で定めるも のではあるが、我が国全体として水産資源の保護培養や水面の総合的利用を図る上で、以下の 点を担保する必要がある。 ①特定の地域の資源であったとしても乱獲に陥る状況を回避する措置 ②地域ごとに行う規制の方法が不公平にならない措置 ③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置 したがって、漁業調整規則の制定や改正については、第1号法定受託事務に位置づけ、農林水 産大臣の認可に係らしているものであり、「広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府 県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なもの とは考えられない」との考えは、漁業調整規則の制定の趣旨に鑑みれば適当でない。 また、農林水産大臣の認可に際しては、上記のように広域的な見地から漁業調整上の支障がな いかにして及び不当に義務を課し又は権利を制限する規定を有していないかなどについて、標 準処理期間を30日と定めて審査しており、「早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地 元意向に対処できない」との指摘は当たらない。 以上のことから、当該提案を検討することは非常に困難である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
229	A 権限 移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	<p>漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のまま、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。</p> <p>一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。</p> <p>さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。</p> <p>このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。</p>	<p>国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ</p> <p>国有財産特別措置法第5条第1項</p>	農林水産省(水産庁)、財務省	京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号は、地方分権推進計画に基づき、法定外公共物のうち、里道・水路として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであるが、漁港区域内に存する里道・水路は、漁港管理者が漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。)に基づいて機能管理する法定公共物であり、行政財産としての目的を達成するために、農林水産大臣が所管しているものである。</p> <p>また、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号イに基づき、漁港法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で、農林水産大臣の所管に属するものの取得、維持、保存、運用及び処分については、都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第1号法定受託事務に位置づけられている。</p> <p>一方、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2において、都道府県は都道府県の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとしており、本提案に係る事務を市町村に移譲することは、同規定を活用することにより対応が可能である。(条例による事務処理の特例制度)。</p> <p>「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>本提案に係る事務の移譲については、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当と考える。</p>
91	B 地方 に対する規制 緩和	その他	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	<p>【支障事例】</p> <p>国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。</p> <p>一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は4～6月に集中しているため、第1四半期により多くの活動費が必要となっている。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>事業執行に支障がでないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。</p>	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	<p>国が行う支出は、会計制度上、支出すべき債務金額の確定と相手方の義務履行又は給付すべき時期の到来を待って行うことを原則としている。</p> <p>一方で、経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条の規定により、支出の特例として概算払をすることができることになっており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条において、交付金等は財務大臣に協議した上で、概算払をすることができる経費とされている。</p> <p>また、支出にあたって、予算決算及び会計令第18条の9、10及び11の規定により、各省各庁の長は、財政法第34条第1項に規定する支払計画を定め、その支払計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第34条第2項の規定により閣議の決定を経た方針に従っているかどうか等、計画の適否について財務大臣の審査を得て、承認を受ける必要がある。</p> <p>さらに、会計法第14条の規定により、各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第34条の規定により承認された支払計画に定める金額を超えてはならないとされている。</p> <p>本事業においては、上記関係法令に基づきつつ、また、事業全体の進捗度合等を勘案し、四半期毎の支払計画を策定しているところである。</p> <p>藻場や干潟の保全活動による成果を発揮するためには、年間を通じた活動が必要であり、第1四半期で全ての活動が終了するとは考えられず、平成26年度に長崎県、大分県及び鹿児島県の地域協議会から国に提出された遂行状況報告書では、第1四半期における活動費の進捗度は、それぞれ交付決定額の19%、8%、24%となっているところであるが、来年度の支払計画の第1四半期の枠を増やすことについて、実態を踏まえつつ、財務省と協議してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使するが生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】</p> <p>食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルゲンの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。</p> <p>同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルゲンは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。</p> <p>また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。</p> <p>さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものに対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県	<p>【農林水産省】</p> <p>本提案については、政令改正を行わずとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、現に、岡山県を含む複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われている。</p> <p>一方で、個々の都道府県及び保健所設置市の実情を考慮せず、政令によって一律に措置を行うことは、執行力の低下を招く可能性も高いため、不適切であると考えます。</p> <p>本件事務は、食品の産地偽装等に対して厳格な監視・取締りを行うことにより食品表示の適正化を図るものであり、食に関する消費者の信頼を確保する上で極めて重要な役割を果たすものであるところ、執行力が低下した場合、不適正な表示がなされた食品が当該市の区域を超えて県及び全国に広く流通し、消費者利益が大きく害されるという深刻な問題を生じさせるおそれがある点に十分に留意が必要である。</p> <p>なお、表示事項によって執行担当が異なることに伴う課題は、一義的には、品質事項を担当する都道府県(及び指定都市)と、衛生及び保健事項を担当する保健所設置市が適切に連携を行うこと等により対応されるものであるが、自治体における対応が円滑に進まず混乱が生じるようなケースがあれば、個別に、食品表示に関する司令塔である消費者庁により調整(場合によっては自ら調査・措置)が行われることとなる。</p>

経済産業省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る 広域的な消費者被害 事案に対する事業者 の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的 な消費者被害事案に対する事業者 の処分等に関する事務について、 必要となる人員・予算を含め 関西広域連合への移譲を求め る。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事案は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分で行ければ、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけることが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	【地方自治体による処分の効力の拡大について】 これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及び一方、主務大臣(経済産業局を含む。)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができることが前提となっていて、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識。
54	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	コージェネレーション 設備に係る緑地率等 の緩和	工場立地法施行規則第4条の 「緑地以外の環境施設」として、 コージェネレーション設備を追加 すること。	<p>【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるもので、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。 太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOX化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。</p>	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	埼玉県	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定められているところである。 コージェネレーション設備については、そもそも工場内に設備する機器装置であり、また、ガスタービンやガスエンジンなどを使用しているため騒音や振動が発生するものであり、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。 このため、コージェネレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではないと思われる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
175	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権限等の町村への 移譲	工場立地法第4条の2の緑地面 積率等に係る地域準則の条例 制定権限等の都道府県から町 村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届出受理、審査、必要な場合には催告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	工場立地法第4条 の2、第6条、第7 条、第8条、第9 条、第10条等	経済産業省	全国町村会	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとしたい。
106	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法における 緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権及び届出等の事務 の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係 る地域準則の条例制定権限及 び届出等の権限を都道府県から 町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。	工場立地法第4条 の2、第6条～第1 0条	経済産業省	栃木県	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
291	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10号 に規定する緑地帯その他の緩衝 帯の設計基準について、工場用 地を目的とする開発行為であつ て、工場立地法第4条第1項の 規定に基づき公表する工場立地 に関する準則第4条に規定する 環境施設の配置基準を満たす設 計がなされている場合は適用を 除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定 されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定に より、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割 合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められている ものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第 28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針は あるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・ 幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成 されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法 に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周 辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定される が、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正 が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条 第1項第10号、都 市計画法施行令第 28条の3、都市計 画法施行規則第23 条の3、工場立地 法第4条第1項第1 号、工場立地に関 する準則第2～4 条	国土交通省、 経済産業省	栄町	都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定 建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に 一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保さ れる場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環 境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置す ることが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適當である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑 地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による 環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。
302	A 権限 移譲	産業振 興	企業立地促進法に基 づく基本計画の協議 申請及び企業立地計 画・事業高度化計画 の認証に係る権限の 移譲	企業立地促進法に基づく基本 計画の作成にあたり、指定都市 の市域内のみを対象とする基本 計画については、これまで都道 府県と連名で行っていた協議申 請を、指定都市単独で申請がで きるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援 措置を受けるために必要な「企 業立地計画」及び「事業高度化 計画」の承認権限を、都道府県 から指定都市に移譲することを 求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画にお いては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実 施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協 議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道 府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高 度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については 都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題が ある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原 案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計 画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定 都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これ らの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化 を図る必要がある。	企業立地の促進等 による地域におけ る産業集積の形成 及び活性化に関す る法律第5条、第1 4条及び第16条	経済産業省	千葉市	企業立地促進法に基づく基本計画は、同法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、 地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による 産業集積の形成及び活性化を図る上で重要となる事業規模やインフラ整備(道路、港湾、工業用 水道等)、農地転用等の企業立地に関する諸手続等、事業環境の整備について、その多くを都道 府県が実施(又は関与)しているためであり、市町村と都道府県が密接な連携と適切な役割分担を 図り、効果的かつ効率的な政策展開を実施していくためにも、基本計画を市町村と都道府県が共 同して作成することが必要である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
123	A 権限 移譲	産業振 興	中心市街地活性化法 における大規模小売 店舗の立地に係る特 例区域指定権限等の 中核市への移譲	現在、都道府県が持っている 大規模小売店舗立地法に関する 届出の事務処理と中心市街地の 活性化に関する法律の大規模小 売店舗立地法の特例区域(特例 1種、特例2種)の設定に関する 事務処理や権限を県から中核市 に移譲してもらいたい	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めて いく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、 法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定ま では、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要 請を県に提出し、②県が審議会で意見を固める等している。 法第37条6項等で都道府県等は、特例区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等 の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うと されており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3カ所 が第2種特例区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めてい きづらい。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強か かった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会 と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。 【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいて はコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほし い。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ない ものと考えている。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	中心市街地の活 性化に関する法律 第37条、38条、3 9条、65条 大規模小売店舗立 地法第5条、6条、 8条、9条等	経済産業省	松山市	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)は、大店立地法第5条において、大規模小 売店舗を新設する者の届出先となる当該法の運用主体を、「ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合 によっては複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に言い得る 主体である事が必要である」とする観点から、都道府県及び政令指定都市としている。 中心市街地の活性化に関する法律(以下「中活法」という。)に規定される第一種特例区域及び第 二種特例区域は、中心市街地の全部又は一部について、大規模小売店舗の迅速な立地を促進す ることにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、大店立地法の特例 を受けられる区域として規定されている。 この中活法に定める特例区域を設定する手続きについては、中心市街地に立地する大規模小売 店舗が、上述の大店立地法第5条に基づき大規模小売店舗を新設する場合と同様、当該大規模 小売店舗が立地する市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、大店立 地法の法益を保護する観点から特例区域を定めることのできる主体として都道府県及び政令指定 都市を規定しているところである。 なお、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ 市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲するこ とができることとなっている。 松山市におかれては、本規定に基づき、ご要望の中活法および大店立地法における権限移譲に つき愛媛県と協議して頂きたい(大店立地法上の権限についても、既に秋田市、宇都宮市等の一 部の中核市を含む市町に対し移譲されている状況にある。) なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、大店立地法の権限についても市町村に移譲し得 ることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロック ごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしたい。
324	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	大規模小売店舗立地 法における店舗面積 当たり日來客数及び 自動車分担率の原単 位の緩和	店舗面積当たり日來客数と自動 車分担率について、東京都の特 別区内における原単位の扱い を、既成市街地でも適用できるよ う、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項二号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺 の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)“東京都の特別区 内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」 については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。”を都市計画法による既成市街地部 分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の 特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の一つ となっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行う ことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うこ とはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはなら ず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要で ある。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域 のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平 性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展 並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を 反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	大規模小売店舗を 設置する者が配慮 すべき事項に関す る指針(平成19年2 月1日経済産業省 告示16号) 注2)「人口」とは、 立地市町村の行政 人口をいう。(「C:自 動車分担率」につ いて同じ。)なお、 東京都の特別区内 に当該店舗が存在 する場合は、「日來 客数」については 「人口40万人以上」 の、「自動車分担 率」については「人 口100万人以上」の 原単位を用いるも のとする。	経済産業省	三鷹市	大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用 すれば足りるスキームではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境 への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ弾力的に判断し、運用していくこ とが必要。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮 することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 要望頂いている大規模小売店舗の設置者が確保すべき駐車場必要台数については、算出式等 を指針の中で示しているが、併せて、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ て、大店立地法の運用行政庁である都道府県等において地域の基準を定めて運用することもでき ることとされている。既に一部の県・市では独自の基準を設けているところ。 三鷹市において、確保すべき駐車台数の緩和を実現したいのであれば、東京都の基準を定める ように、東京都と協議して頂きたい。 なお、都道府県等において、地域の実情を反映した地域の基準を設けることができることにつ いては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロックごとに、毎年 1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
64	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス 保安法上の許可を受け る義務の廃止	<p>LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の 充てん設備の許可を受け、工業 用は高圧ガス保安法(高圧法) の移動式製造設備の許可を受け て使用されているが、適用され る技術基準は同等であり、一部 の規定は液石法が優先して適用 されることから、高圧法の許可を 不要とする。</p> <p>具体的には、新型バルクローリ について液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものと みなす規定を液石法又は高圧 法に規定する制度改正を提案す る。</p> <p>※1 LPガスをタンクに充てんす るためのポンプを有するタンク ローリで、一定の安全装置等を 備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関する法 律</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この 場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供 給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的に は、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が 確保されている。 このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみ なす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。</p> <p>【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請 書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。</p> <p>【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減</p>	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は 第14条第1項)	経済産業省	富山県	本件(新型バルクローリを使用して充てんする場合)にあつては、高圧法に基づく許可の要件は、 複数の容器を設置している容器置場での充てん作業が想定されるため、液石法の要件と同等では なく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす」ことはできないが、許可申 請に当たり高圧法と液石法とで重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討し たい。
65	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	高圧ガス保安法にお けるコールドエバポ レータに係る第二種貯 蔵所届出義務の廃止	<p>高圧ガス保安法の「第二種製 造者」として届け出た「一定規模 のコールドエバポレータ」につ いては、同法の「第二種貯蔵所」と しての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存 義務を第二種製造者に課すこと も、コールドエバポレータにつ いて第二種製造者の届出をもつ て第二種貯蔵所の届出とみなす 規定を高圧ガス保安法に規定す ることを提案する。</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条 第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造 者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほか はなく、両方について届け出ること、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の届出が必要と なる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を 高圧ガス保安法に規定することを提案する。</p> <p>■処理能力 1日30m³以上100m³未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30m³以上300m³未 満) ■貯 蔵 量 300m³以上1,000m³未満(不活性ガスの場合は300m³以上3,000m³未満)</p> <p>【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となってい る。</p> <p>【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減</p>	高圧ガス保安法 第5条第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	経済産業省	富山県	本件にあつては、貯蔵量の多いコールドエバポレータであり、300m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵してい ること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当 該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が第二種製造者と 同じであることをもって第二種貯蔵所の届出を不要とすることはできないが、届出に当たり重複する 添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
201	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)の指定都市への権限移譲	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るものを除く。)を都道府県から指定都市に移譲するとされ、法令整備が進められているが、特定製造事業所等に係るものについても指定都市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としており、近年、重大事故が発生している特定製造事業所等に係る事務・権限を移譲対象から除外することは、本来の目的に逆行していると考えられない。経済産業省産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会(平成27年3月12日開催)では、移譲対象から除外する理由として、「爆発等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも、それら設備機器が近接して設置され、生産プロセス上相互に密接な一体関係に置かれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため。」とされているが、指定都市は現在もコンビナート地域に所在する危険物製造所等の設置の許可等の事務及び災害対応を行っていること、及びコンビナート地域における災害発生時は、石油コンビナート等災害防止法に基づき災害の拡大防止等が図られることから、当該理由に矛盾が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により現在も対応している。</p> <p>また、特定製造事業所等の施設の多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危混在施設)であり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本的な考えから外れるものである。</p>	改正後の高圧ガス保安法第79条の3	経済産業省	指定都市市長会	<p>経済産業省では、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市への権限移譲にあたり、きめ細かいアンケートや産業構造審議会高圧ガス小委員会を通じ、関係自治体や事業者の声を聞きながら慎重に検討を重ねてきた。その結果、複数の県及び指定都市から「(事業所の)規模が大きく、災害発生時に指定都市の区域外へも影響を及ぼす可能性が大きいため、移譲すべきでない」といった懸念が明示的に示されたこともあり、昨年末に「(特定製造事業所等に係るものを除く。)」との結論に至っている。提案について検討を行うに当たっては、当該懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要なものと認識。</p> <p>なお、法令で移譲しない範囲については、地域の実情に応じて地方自治法第252条の17の2における事務処理特例により個別に移譲することが可能であることから、必要に応じて都道府県と相談してほしい。</p>
294	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下の火薬類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器について、無許可譲受での購入を可能とする、又は、届出制とする等の取扱いとする。	<p>【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。</p> <p>他方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植生が消失した場所での土壌流出が深刻化していることから、森林が持つ水源涵養機能の喪失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている(環境省が所管する法律、ガイドライン等や農林水産省の「野生鳥獣被害防止マニュアル」でも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている)。</p> <p>しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっているため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信機を発注して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達に困難であり、特にクマの人里への執着が多発するなど突発的な場合の対策等に支障を来すおそれがある。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする、又は、届出制とする必要がある。</p>	火薬類取締法第17条第1項	経済産業省	神奈川県	<p>動物生態調査用遠隔測定発信器は、野生動物の生態調査における有効ツールとして、野生動物被害の社会問題化を背景にその需要が増加してきたため、平成25年に規則及び告示を改正し、当該発信器の法令上の位置づけを明確化するとともに、使用実態を踏まえ、その取扱について目的及び数量を制限した上で火薬庫外貯蔵及び無許可消費を認める等の規制緩和を図ったものである。</p> <p>譲渡・譲受については許可制としているが、これは許可申請時にその目的等を確認することで、内蔵された火薬又は爆薬を集める等の犯罪等を目的とした火薬の入手や使用を防止しているものであり、ひきつぎ現行規定のとおり許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いとすることは困難である。</p> <p>なお、提案団体の実務に関しては、火薬類の譲受・譲渡許可については、書類不備等の場合を除いて基本的に標準処理期間(7日間)内に処理されているとともに、貯蔵場所等の問題がなければ前年度実績等を踏まえた年間使用見込み量による申請も認められていると認識しており、当該手続きが発信器の調達に時間を要する原因になっているとは考えにくい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
74	A 権限 移譲	環境・衛生	・採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村がその役割を適切に担えるよう権限移譲を求めるもの。	<p>富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。</p> <p>このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。</p> <p>このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘案されないまま認可されれば、貴重な地下水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面で悪影響が出る懸念があります。</p> <p>砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課されていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することができるとされており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況です。</p> <p>このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生しています。また、採取した場所を埋め戻す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用していた場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。</p> <p>このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要望するものです。</p>	<p>砂利採取法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取計画の認可《法第16条》 ・認可の基準《法第19条》 ・変更の認可等《法第20条第1項・同2項・同3項》 ・認可採取計画の変更命令《法第22条》 ・緊急措置命令等《法第23条第1項・同2項》 ・廃止の届出《法第24条》 ・認可の取消し等《法第26条》 ・報告の徴収《法第33条》 ・立入検査等《法第34条2項》 ・都道府県知事への通報等《法第36条第3項》 ・聴聞の特例《法第38条第1項》 ・国等に対する適用《法第43条》 	経済産業省	滑川市	<p>本提案は、砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について市町村への権限移譲を求めるものであるが、各市町村間では事務処理能力等に大きく差があることから、法による全国一律の権限移譲については慎重に検討すべきである。</p> <p>滑川市の権限移譲に係る要望については、富山県側に対し地方自治法252条の17の2の権限移譲を求めることで達成可能である。また、滑川市が具体的な支障事例として挙げている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等については現行の砂利採取法37条で県知事に対し必要な措置を要請することによって対応可能である。</p>
76	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	<p>【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】</p> <p>特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時からの現在の計量法に至るまで継続されている。</p> <p>実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない状況である。</p> <p>平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。</p> <p>また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p>	<p>計量法第19条1項</p> <p>計量法第21条1項</p>	経済産業省	郡山市 太子町 田川市	<p>計量法の規制対象となる特定計量器の構造については、型式ごとに承認(型式承認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取引又は証明を行うためには定期的に計量誤差を確認する必要がある。加えて計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらには型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に一度の定期検査を実施している。</p> <p>加えて、国際的な類似の制度においてもはかりの定期検査周期は1~2年程度となっている。</p> <p>また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
161	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	特級基準分銅の検査 証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二の ハにより、有効期間が3年に定め られているが、一級基準分銅の 有効期間と同様、5年と緩和して いただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められて いるが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託 の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月 を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検 査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこと となっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における 当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第 三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、 ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを 踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記 載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基 準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治 体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に 有効期間を5年に緩和していただきたい。	計量法第104条第2 項 基準器検査規則第 21条の二のハ	経済産業省	岐阜市	特級基準分銅は、基準分銅の中で最上位に位置づけられ、下位の分銅の精度確認及び精度の 高いはかりの精度確認に用いられるものであり、自治体内のすべての非自動はかりの定期検査に おいて基準となる分銅である。 分銅は、その使用頻度にもよるが質量が徐々に減少することが知られており、1級基準分銅より もその許容誤差(公差)が1/3以内と極めて高い精度が求められることから、1級基準分銅と同じ 有効期間(5年)とするのは適切ではない。 また、同程度の分銅の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JCSS) 制度においては3年、諸外国においては1~2年としていることから、現在の3年は妥当である。さら に、分銅は、古くから金属の塊であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否 を検討する類のものではなく、3年程度でその精度確認を定期的に行うのが適切である。 なお、基準器(特級基準分銅)については、すべての特定市において必ずしも保有しなければなら ないものではないため、提案市において特級基準分銅の使用頻度が少なく、使用頻度にして輸 送コストの負担感が生じているということであれば、県も含めた周辺自治体による基準器検査の協 力体制を検討することも一案。
107	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模事 業者ワンストップ総合 支援事業の都道府県 への移譲	各都道府県の中小企業・小規模 事業者ワンストップ総合支援の 体制整備に必要な「よろず支援 拠点」及び「コーディネーター」選 定等の事務を、必要となる人員、 財源とともに、中小企業庁から各 都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域 の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ま しい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした 研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づく、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策 定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国 のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を 受託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公 団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的・効率的な運営が できていない。 「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が 必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等 と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築す る中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省→県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模 事業者ワンストップ 総合支援事業公募 要領	経済産業省 (中小企業 庁)	栃木県	本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベ ル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在 し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、十分な経営相談が受けられ ない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責 務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相 談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。さらに、同時に全国本 部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理も行って いる。 また、都道府県・市町村等の各種支援機関同士の連携については、全国本部による研修等を通 じ、拠点が都道府県・市町村の施策等を活用して連携して支援を行っている取組事例や、他の支 援機関とよろず支援拠点との連携事例などを発表することで、連携の促進を図っている。 加えて、コーディネーター等と実施機関は相互に協力・連携しながら本事業を実施すること としており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情 報、問題認識の共有に取り組むこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対 応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体 制を強化・補完する役割を担うものである。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
292	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模企 業者ワンストップ総合 支援事業(よろず支援 拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事 業の更なる強化を図るため、国 が実施している中小企業支援事 業(よろず支援拠点事業)の移譲 又は国・県で協調した事業の実 施を求める。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。</p> <p>また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の兼務を可能とする、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。</p>	中小企業・小規模 事業者ワンストップ 総合支援事業公募 要領	経済産業省 (中小企業 庁)	神奈川県	<p>本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。</p> <p>また、その実施にあたっては、コーディネーター等と実施機関とで相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的にも両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口で相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組むこととしている。</p> <p>さらに、都道府県の実施する事業との連携については、。都道府県と連携協定を結んでいるコンビニへのよろず支援拠点のチラシ等の設置や、都道府県で認定している経営革新計画承認企業のうち、伸び悩んでいる企業リストのよろず支援拠点への共有など、拠点毎に様々な連携に取り組んでいるところであり、よろず支援拠点全国本部による研修等を通じて、こういった連携して支援を行っている取組事例を他拠点に共有することで、更なる連携の促進を図っている。</p> <p>上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。</p> <p>なお、相談カルテについては、随時各拠点の要望を受け付け、必要に応じシステム改修を実施し、それらを適切に反映することとしている。</p>
183	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	セーフティネット保証 (5号:業況の悪化して いる業種)の認定要件 への「利益率減少」の 追加等及び指定業種 の見直し	<p>中小企業への支援を充実し、 地域の維持・発展を図るため、 円安による原材料の高騰等にも 対応するよう、認定要件に「利益 率減少」を加えるとともに、とり わけ事業基盤が比較的脆弱な小 規模企業については、認定要件 の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを 求める。</p>	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】</p> <p>全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず製品価格に転嫁できていない」ことが要件となっているが、売上高の減少に歯止めがかかっている、又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。</p> <p>また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都ならではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や絹・人絹織物業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。</p> <p>※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種, △63.0%)</p> <p>【見直しによる効果】</p> <p>当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。</p>	中小企業信用保険 法第2条第5項第5 号 特定中小企業者認 定要領4(5)	経済産業省	京都市	<p>中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて実現していくことが極めて重要である。こうした認識の下、本年2月に成立した平成26年度補正予算では、公的金融機関における貸付制度や保証制度の拡充を実施したところ。</p> <p>具体的には、日本政策金融公庫及び商工中金において、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来す事業者等に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行っている。</p> <p>また、同補正予算では、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の取組を一層強化するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進することで、経営支援と一体となった資金繰り支援を行っている。</p> <p>セーフティネット保証5号は、一時的に業況が悪化している業種を指定し、当該業種に属する事業者が民間金融機関から融資を受ける際に、融資額の100%を信用保証協会が保証する制度である。</p> <p>この100%保証は、民間金融機関にとって貸倒れ時のリスクが全くないため、貸付先企業の経営状況の把握や、経営状況が悪化してきた事業者への経営支援と一体となった融資への取組が行われにくいという側面があり、要件を拡大することにより、長い目で見て本当に中小企業・小規模事業者の支援になるのかといった問題もある。</p> <p>また、セーフティネット保証5号については、以前は半年に一度であった指定業種の見直しを昨年(2015年)から四半期に一度としており、業況が悪化している業種についてより迅速に指定することで、きめ細かな資金繰り支援に万全を期しているところ。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
270	A 権限 移譲	産業振 興	小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲	<p>小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。</p> <p>【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等を支援する、小規模事業推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。</p> <p>【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認否が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。</p>	小規模支援法第5、6条 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	経済産業省 (中小企業 庁)	兵庫県、滋賀 県、京都府 (1)のみ、和 歌山県、関西 広域連合	<p>(1)経営発達支援計画の認定は、小規模支援法の趣旨を踏まえ、全国の商工会及び商工会議所の範となるようなモデル性を有し、相応の機能強化が図られると考えられる計画に限り認定・公表し、これを全国に展開・普及させることで、全国の商工会・商工会議所の小規模事業者に対する支援機能を強化していくことを目的としている。 このため、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、他地域の情報も踏まえつつ高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があり、移譲することはできない。</p> <p>(2)「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」に関する事務移譲のご提案は、(1)の移譲が前提の提案であると思われる。そのため、経営発達支援計画の認定とともに国が引き続き、実施することが適当である。</p>
293	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	<p>県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。</p>	<p>【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」上、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどとの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであるとする。</p>	産業競争力強化法 第127条、第128条	経済産業省 (中小企業 庁)	神奈川県	<p>各都道府県において中小企業・小規模事業者の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会では、すでに、よろず支援拠点や経営改善支援センター、事業引継ぎ支援センターなど、様々な中小企業支援機関と連携しながら、総合的かつ一貫した支援が実施されているものと考えている。 また、再生支援協議会事業において、地域ごとに異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。 そして、地域ごとに異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。 さらに、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施していることから、債権放棄等に対し、消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。 なお、支援先企業の情報については、極めて繊細な信用情報であることから、支援先であること自体、伏せて支援に取り組む等、細心の注意をもって管理している。中小企業再生支援協議会は公正・中立な第三者の立場から金融機関との調整を図りつつ再生計画の策定支援を行っているところ、当事者の承諾なしに当事者以外の者に情報を開示することは守秘義務の観点から基本的にありえない。この点、御理解を賜りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	<p>創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。</p> <p>① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲</p> <p>② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲</p>	<p>地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。</p> <p>そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。</p> <p>しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。</p> <p>創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。</p> <p>以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。</p>	産業競争力強化法 第113条、114条、 137条3項 創業・第二創業促 進補助金	総務省・経済 産業省	香川県 徳島県	<p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」></p> <p>①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>
52	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援に関する事 務・権限の都道府県 への移譲	<p>経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行える。</p> <p>創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。</p> <p>創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。</p>	経済産業省組織規 則第231条19号等 創業・第二創業促 進補助金募集要項	経済産業省、 経済産業省 (中小企業 庁)	埼玉県	<p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」></p> <p>①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
230	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	地域団体商標の申請 手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る 出願人所在地以外の都道府県 については情報提供のみを行 い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないこと から、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている 回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙な どのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を調査 する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄 区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報が無いとして回答するしか ない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願 人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回 答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、 手続きの迅速化を図る。	商標法第7条の2 商標法第77条第2 項 特許法第194条2項 調査事項に対する 回答要領2(1)	経済産業省 (特許庁)	京都府 兵庫県、鳥取 県、徳島県	当該照会業務の目的は、商標法第77条第2項で準用する特許法第194条第2項の「審査官は、関 係行政機関に対して審査に必要な調査を依頼することができる」という条文を根拠として、地域団 体商標はその登録要件として一定範囲の周知性が必要ことから、出願された地域団体商標の周 知性を審査官が判断するにあたり、当該照会によって提出された資料をその周知性の判断根拠と して使用することを目的としている。これは、当該出願された商品・役務の種類、取引形態等によ っては、出願元の都道府県以外の都道府県で周知されている事実があれば有用であるためである。 ご指摘のとおり、照会の実施要領に従い、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布し ているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況の実績をもって、出願元以外の都道府県の行 政機関が、周知性を判断することは難しいという状況は理解できる。 上記を踏まえ、今後の方向性としては、当該出願人所在の都道府県の行政機関に対してのみ従前 通りの照会を行うこととし、それ以外の都道府県に対しては特許庁から出願事実の情報共有をす ることとしたい。なお、商標の周知性判断に際して、出願元以外の都道府県から情報が提供される ことは審査において有用であることから、任意で情報提供することは可能とすることとしたい。
116	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	原子力発電施設立地 地域共生交付金の交 付対象事業への弾力 的な充当	当交付金は県が作成し、国の 承認を受けた地域振興計画に基 づき交付されるものであるが、入 札減少金が生じ、執行額が事業 ごとの計画額を割り込んだ場合 には、他の事業に充当できず、 交付限度額どおりの交付を受け ることができない。 原子力発電施設立地地域共生 交付金交付規則第3条第3項に 規定する大臣の承認が必要な地 域振興計画の柔軟な変更等によ り、交付金が地方の実施事業に 十分活用できるような制度として ほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入 札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交 付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるもので あり、本県の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該 年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度の その事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地 域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていな いが、今後、事業最終年度に入札減少金が発生し、個別事業ごとの事業費に充当しきれず、個別 事業間での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を 受けすることができない懸念がある。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当する ことにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長 期的な運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設立 地地域共生交付金 交付規則第3条	経済産業省 (資源エネル ギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第9条第3号にて対応可能である。 【参考】原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第九条 経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、 次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
117	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	核燃料サイクル交付 金の交付対象事業へ の弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に十分活用できるような制度としてほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことにより、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付決定を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少が発生したが、単年度事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。)【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第8条第3号にて対応可能である。 【参考】核燃料サイクル交付金交付規則(抄) (交付の条件) 第八条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続に関するし、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示ししており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するよう努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画記載項目の共通様式化による合理化 計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示しており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。</p> <p>なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるのではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。</p> <p>(離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じていたところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。</p> <p>また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。</p>

国土交通省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
34	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	土地区画整理事業計 画決定及び変更に伴 う意見書の取扱いの 見直し	土地区画整理事業の事業計画 の意見書については、都道府県 都市計画審議会に付議しなけれ ばならないが、指定都市の区域 内で完結する事業に係る意見書 については、指定都市の都市計 画審議会(指定都市では設置が 必須)の付議と改めるよう求める もの。	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやり とり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、 道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定におい ても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じる ケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素 化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計 画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	土地区画整理法第 55条第3項、第 136条の3、地方自 治法施行令第174 条の39	国土交通省	指定都市市 長会	施行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地区画整理事業 の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道 府県都市計画審議会を関与させることとしている。そのため、今後の処理にあたっては都道府県都市計画審 議会を関与させることとしたい。
228	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	土地区画整理事業計 画決定及び変更に伴 う意見書の取扱いの 見直し	政令指定都市の土地区画整理 事業において、提出された意見 書を都道府県都市計画審議会 でなく政令指定都市の都市計画 審議会に付議する旨法改正する	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利 害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法 第179条の39により適用される土地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の 長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と同様の策定権限 を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっ ており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。 それぞれの地方公共団体で都市計画審議会を置いているならば、土地区画整理事業計画に対し 提出された意見書を付議するのは、都道府県都市計画審議会ではなく政令指定都市の都市計画審 議会とすべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追 加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への根回し(なぜ指定都市の事業 を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月 の調整期間を要している。	土地区画整理法第 55条第3項、136 条の3、地方自治法 施行令第174条の 39	国土交通省	京都府 関西広域連 合、兵庫県、 徳島県、京 都市	施行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地区画整理事業 の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道 府県都市計画審議会を関与させることとしている。そのため、今後の処理にあたっては都道府県都市計画審 議会を関与させることとしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
218	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	道路に関する都市計 画の「軽易な変更」の 対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市 計画の変更について、政令第14 条で定める省令第13条の規定 により道路に関する都市計画の 軽易な変更の対象が定められて いるが、この対象を拡大し、手続 きの簡素化、時間短縮を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定めら れているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の振れが100m未満、かつ、変 更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。 しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後に、詳細な調査や測量を行った結 果、線形の変更を行う必要が生じることは、区間の延長に関わらずしばしば起こりうる。そして、詳 細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、議論となるものではなく、実 際に、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が 出されたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うも のなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定め る軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による縛りを廃止すべきと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続中の案件が1件、今後予定している案件が1 件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同 意30日間を要することとなる。制度改正が実現すれば、手続きの簡素化、時間短縮が図ら れる。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延 長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県にお いて、過去5カ年の間に6件あった。	都市計画法省令第 13条第3号イ	国土交通省	鳥取県、中国 地方知事会、 関西広域連 合、滋賀県、 京都府、大阪 府、兵庫県、 和歌山県、徳 島県	都市計画の軽易な変更は、都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の 判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものである。このため、都市計画法施 行規則第13条は、改めて協議を行う必要がない軽易な変更を客観的かつ明白なものになるよう規定してい る。したがって、変更内容にかかわらず、変更の要因のみをもって軽易な変更とすることは認められない。
12	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	複数府県に跨がる都 市計画区域の指定権 限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区 域の指定権限について、関西広 域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公 共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直していくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県 の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定するこ ととなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思わ れる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見 調整等を図ることが可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨 いで都市計画区域を指定した方が良く考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域 連合へ移譲すべきである。 なお、府県域を超えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市 と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事 例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨が る都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれた まちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同 様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われ る。	都市計画法第5条 第4項	国土交通省	関西広域連 合(共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保す るため、都市全体を見渡してあらゆる土地利用を一元的に規制し、都市における広範でかつ複雑多岐な権利 関係の調整、各種行政との調整を図るべき総合性を有するものである。 このため、都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設 の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域 連合が処理する事務にはなじまないと考えている。 都市計画を決定すべき場である都市計画区域に関する事務についても同様であり、広域連合が処理する事 務にはなじまず、都市計画事務を執行する都道府県及び国土交通大臣が担う必要がある。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
318	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	一の市域内で都市計 画区域が完結してい る指定都市の都市計 画決定案件(国同意 不要分)に係る都道 府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項にお いて「市町村は、都市計画区域(中 略)を決定しようとするときは、あ らかじめ、都道府県知事に協議 しなければならない。」と規定さ れているが、一の市域内で都市 計画区域が完結している指定都 市においては、適用しない旨を 追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたと ころだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこと となっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として 協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の 都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続き を行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながって いない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又 は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市 町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考え ている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されて いる指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考え。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと 考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計 画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市 計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたというこ とは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対 して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることで」という制度 を設けることで支障はないと考える。	都市計画法第19 条第3項	国土交通省	指定都市市 長会	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定 権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県が定める都市計画 との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められ ない。
332	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	一の市域内で都市計 画区域が完結してい る指定都市の都市計 画決定・変更案件(国 同意不要分)に係る 都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項にお いて「市町村は、都市計画区域(中 略)を決定しようとするときは、あ らかじめ、都道府県知事に協議 しなければならない。この場合に おいて、町村にあつては都道府 県知事の同意を得なければなら ない。」と規定されているが、一 の市域内で都市計画区域が完 結している指定都市において は、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に 移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、 都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要するこ ととされている。本協議の回答を待って、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速 化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考 える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画 区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計 画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の 集中を背景とする、大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合 的・計画的実施を図ることが求められている。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたとい うことは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有すること であるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府 県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることで」という 制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	都市計画法第19条 第3項	国土交通省	横浜市	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定 権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県が定める都市計画 との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められ ない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
291	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であつて、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあつては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそつてその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているもの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2～4条	国土交通省、 経済産業省	栄町	都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿つて内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外することは不適當である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。
186	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	傾斜基準の見直し(宅 地造成等規制法と土 砂災害防止法の基準 統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を要しない」とされる基準と、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖地部分について、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講ぜられている(＝擁壁を要しない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判別しがたく、混乱をきたすおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において統一的な対応が可能となる。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号イ 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	国土交通省	京都市	宅地造成等規制法は、自然地形に宅地造成という人為的影響が加わることで造成地そのものから発生する土砂の流出等による災害の発生を防止することを目的として、造成主等に対して災害防止のための必要な措置を求めており、そのうち擁壁については切土の土質ごとに擁壁を要しない勾配の上限を設定し、それを越える斜面に擁壁の設置を義務付けるものである。 一方、土砂災害防止法は、勾配のみならず、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を調査したうえで、地盤に対する人為的影響の有無にかかわらず、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的として、市町村等に避難計画の策定等の警戒避難体制の整備の義務付けや、一定の行為制限を課すものである。 したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするものであるから、宅地造成等規制法上の「擁壁を要しない」基準と、土砂災害防止法上の「急傾斜地」の基準を統一することは適切でない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
141	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	都市公園における運 動施設の敷地面積に 関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基 準について、法第4条と同様に 参酌基準とすることを求める	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「清流の国ぎふ」(創生総合戦略)においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。</p> <p>施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を記す総合運動場として整備してきた。</p> <p>【具体的支障事例】</p> <p>施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたい。現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性と効果】</p> <p>地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。</p>	都市公園法施行令第8条	国土交通省	岐阜県	<p>都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建べいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。</p> <p>運動施設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、その敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。</p> <p>仮に都市公園としてオープンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を廃止(都市計画公園の場合は、都市公園の都市計画を変更)し、その上で運動施設を設置することも考えられる。</p>
185	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	路外駐車場の換気基 準の見直し	機械換気と自然換気の併用及 び開口部の取扱いに係る具 体的な規定を設けることを求める。	<p>【提案の背景】</p> <p>路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気が可能な場合はその限りでないとしている。</p> <p>第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、機械式換気と自然換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。</p> <p>【具体的な支障事例等】</p> <p>自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象面積として装置の仕様を定める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なっては公平感に欠けるため、国の基準で定めるべきと考える。</p> <p>また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐車場を同列に扱うことは適切ではないと考えられる。</p> <p>路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(一部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や桁材の控除の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであるとする。</p> <p>【見直しの効果】</p> <p>路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。</p>	駐車場法施行令第12条	国土交通省	京都市	<p>路外駐車場の自然換気(開口部換気)と機械換気の併用に関しては、事例の少ない特別なケースであり、気体の挙動について特殊な解析が必要となることから、国土交通省としては、当該事項について特別な基準を作成する予定はない。</p> <p>駐車場法施行令に規定される技術的基準の解釈(開口部の取扱い)に関しては、従来より全国駐車場政策担当者会議等で明らかになっている。ご不明の点等あれば、個別にご相談頂きたい。</p> <p>なお、建築物である路外駐車場に対しては建築基準法が適用されるが、ご指摘の建築基準法施行令に規定されている基準は換気設備の構造に関するものであり、開口部に対しては適用されない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
288	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	生産緑地地区指定の 面積要件及び解除要 件等の緩和	自己都合によらず現行の生産 緑地地区の面積要件を満たさな くなった場合でも、生産緑地地区 としての優遇措置を受けられる ように面積要件及び解除要件を 緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機 能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなく り、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後 継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を高たさなく なった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者に相続税の納税 と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志はあったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることか ら、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用な ど、農地の多面的な効用を享受することができる。	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県、京都 府、大阪府、 和歌山県、徳 島県、京都市	本提案は、すでに過去の議論(平成26年「提案募集に関する各府省との最終的な調整結果」)において結論 が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計 画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地 の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等と して評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる 面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。
6	A 権限 移譲	土木・建 築	サービス付き高齢者 向け住宅に関する権 限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関 する法律第4条に基づく、高齢 者居住安定確保計画の策定権 限について、希望する市町村へ の移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村 に対する登録等の事務も、上記 権限の移譲を前提として、併せ て移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関す る施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところ であるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整 備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町 計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外 に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある (福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地 区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※市内まなか 地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサ ービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等 を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予 想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に 応じた登録基準の設定や市内中心地に限らずに床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ 高住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安 定確保に関する法 律 第4条、第5条、第 7条 国土交通省・厚生 労働省関係高齢者 の居住の安定確保 に関する法律施行 規則 第8条から第11 条、第15条	厚生労働省、 国土交通省	福井市	○ 2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあって、諸外国と比較しても量の不足にある高齢者向けの住 宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)に 基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。 ○ 地域における公的賃貸住宅の供給など、地域の実情を踏まえ、 ・都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、 ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策 ・公営住宅の供給目標 等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すもの であり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との調和を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされ ている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公社住宅等の供給状況を踏まえて、サー ビス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。 ○ 仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができる とした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅 が計画的に整備されない などのおそれがある。 ○ 本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に法で制度化されている都道府県と市町 村の協議を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委 任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けて強化・緩和が行われている。 ○ さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理 することが可能であり、実際に活用されている。 ○ 以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者 向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
25	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	サービス付き高齢者 向け住宅の要件緩和 (空家の有効活用)	<p>既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。</p>	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリエーション化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリエーション化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。</p>	高齢者住まい法 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	厚生労働省 国土交通省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>○本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即して、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきというものである。 ○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。</p>
290	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	空き家を活用した サービス付き高齢者 向け住宅の整備促進 に向けたサービス提 供者の常駐場所の要 件緩和	<p>既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。</p> <p>【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車を中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。</p> <p>【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。</p>	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省	兵庫県、和歌山県	<p>○サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所については、これまで、「同一敷地又は隣接する土地」に限定していたところであるが、空家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等の観点から、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条を改正し、平成27年4月1日より、当該常駐場所の範囲を「近接する土地」まで拡大したところ。 ○「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号)において、「歩行距離で概ね500m以内」に存する建物とする旨通知したところであるが、当該通知は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられているものである。 ○また、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。 ○このため、各地方自治体の判断で、本提案内容を認めることは、現行制度上可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
55	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	コージェネレーション 面的利用時の廃熱利用 機器に係る容積率 の緩和	平成23年3月25日付け国交省 通知(技術的助言)及び建築基 準法第52条第14項第1号の許 可準則において、廃熱の供給側 であるコージェネレーション設備 だけなく、廃熱を別建物で利 用する場合の廃熱の受入側設 備も容積率制限の特例として明 記すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じ る廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できる ので、省エネ、省CO2に非常に効果的であるのに加え、分散型電源として電力需給対策や防 災対策にも資するものである。(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規 模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的に利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます 重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気、 熱を面的に利用する必要があり、そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供 給側であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められているが(上限は基準容積率 の1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにそ の重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の 許可準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限 の特例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィスの再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡) では廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減っ てしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	国住街第188号 平成23年3月25 日付け「建築基準 法第52条第14項 第1号の規定の運 用等について(技 術的助言)」 建築基準法第52 条第14項第1号 の許可準則	国土交通省	埼玉県	建築基準法第52条第14項第1号に基づき同一敷地内の建築物の機械室その他これらに類する部分の床面 積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物について、特 定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、当該建築物の容積 率を許可の範囲内において緩和することができる。 また、当該許可に係る基本的な考え方を示した平成23年3月25日付け国住街第188号国土交通省住宅局市 街地建築課長通知(以下「通知」という。)及び通知に係る建築基準法第52条第14項第1号の許可準則(以下 「準則」という。)は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、ご指摘のコージェネレ ーション設備についても許可対象として例示しているところである。 なお、コージェネレーション設備については、受け入れ側施設も含まれるものである。
78	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	特定行政庁における 定期点検の対象建築 物・建築設備に関する 規制緩和	建築基準法第12条第2項および 第4項(昇降機を除く)の定期点 検の対象建築物・建築設備につ いて、法第12条第1項および第 3項同様、特定行政庁が指定す ることができるように法改正を求 める。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定 行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定め る床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市で は、倉庫や車庫等、不特定多数の者が使用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊 田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫につい て、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡ 超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29 施設8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかる人件費も必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道 府県、建築主事を置く市町村」の方が広がっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確 な根拠はないと思われ、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数の者が利 用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(損傷、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」につ いて、書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が少い用途に供され ているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。	建築基準法第12 条第2項、第4項	国土交通省	豊田市	建築行政を担う都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建 築物等に限る。以下「公共建築物」という。)については、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の 安全性を確保することが当然に求められることから、同法第12条第2項及び第4項の規定により、不特定多数 の者が利用するものに限らず、公共建築物の全てについて、劣化状況の定期点検を義務づけている。 ご提案にある「書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が少い用途に供されて いる」建築物であっても、経年劣化により倒壊や防火上の性能が低下するなど危険な状態になる可能性があ るため、ご提案のとおり、当該建築物を定期点検の対象から除外し、制度上劣化状況の点検を全く行わな いことを認めることは、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性が担保されないことから、 困難であると考える。 しかし、ご提案の趣旨を踏まえ、建築物の用途等に応じた定期点検の頻度の緩和等について検討を行うこと とする。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
192	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	産後ケア事業の推進 に向けた法的位置づけ の付与及び各種規制 の緩和	世田谷区の独自事業として行 っている産後ケア事業の推進及び 全国への波及を目的として、現 在法的な位置づけのない産後 ケアセンターに児童福祉法等に よる法的な位置づけを与えるほ か、センター設置にあたって障 壁となる各種法規制(建築基準 法、旅館業法)の規制緩和を行 うことを求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える 出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事 業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的な位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令に よる規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事 業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる 建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判然としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的な位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受 けることとなり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来には 必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるな ど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討したい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自 に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行 う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないこ とになると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	児童福祉法第6条 の3第3項、第7条 第1項 建築基準法第48条 第1項、第2項 旅館業法第6条	厚生労働省、 国土交通省	特別区長会	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がなく、明確な法的な位置付 けもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっているとは言えないが、特定行政庁が第一種低層住 居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可し た場合には、当該用途地域で建築することが可能である。
56	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	公営住宅建替事業の 施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の 集約化や廃止を計画的かつ円 滑に行うため、公営住宅法第2 条第15号の「現地要件」を緩和 し、非現地で法定建替事業が行 えるよう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくり や維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規 模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2 条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づ く明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次まで10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定し ており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地で の建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づき明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわ たる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進める ことができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくす るため、あらかじめ長期間入居募集を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその分 の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管 理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公 営住宅法第39～43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が 整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正 当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解すべきである。現地要件を緩和し てもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考え られる。	公営住宅法第2条 第15号	国土交通省	埼玉県	そもそも、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するために、事業主体は当該公営住 宅の入居者にその明渡しを請求することができることとなり(公営住宅法第39条第1項)、この請求を受 けた入居者は、速やかに公営住宅を明け渡さなければならないとされている(公営住宅法第39条第3項)。 公営住宅建替事業の「現地要件」については、仮に非現地建替えを認めた場合、従前の居住地とは別の場所 に、責めに帰せられるべき事由のない居住者が、行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求められる 結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条から第43条ま での入居者保護規定を拡大適用するなどの如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適 当である。 なお、公営住宅の非現地建替えを行う場合に財政支援することは可能であり、その点は平成27年1月30日 付け住宅局住宅総合整備課長通知にて明らかになっているところ。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
81	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の明渡し請 求に係る収入基準の 条例委任	<p>入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。</p>	<p>【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。</p>	公営住宅法第29 条	国土交通省	豊田市 松山市	<p>明渡し請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡し請求を講ずることができる場合を同法は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所得者」は、法定明渡し請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な年収となる基準(月収)としているところ。これは、仮に高額所得者に対して明渡し請求を行う場合においては、高額所得者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由意思でほぼ全国どこにでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。なお、高額所得者要件を全国一律で定めている限り、高額所得者と認定された者は如何なる地域においても公営住宅の入居収入基準を満たさないこととなることから、「低額所得者」の公営住宅の入居を何ら阻害する結果とならない。</p>
184	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	住宅地区改良法に基 づく改良地区指定及 び事業計画の決定に 係る申出手続きの緩和	<p>改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出をする場合は都道府県を経由しなければならないが、経由する時間の短縮化、事務の効率化のために、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備を求める。</p>	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2~3件ある。この手続きにおいても、改良地区の指定の際と同様、都道府県を経由する必要がある。都道府県における内部の事務処理に2~3週間を要している。 指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事務に無駄が生じている。 (なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直しによる効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。</p>	住宅地区改良法第 4条第2項及び第5 条第1項	国土交通省	京都市	<p>施行者たる市町村が住宅地区改良法第11条第1項、第13条第1項又は第15条に基づき不良住宅、改良地区内にある土地等を収用等する場合には、同法第16条第1項に基づき土地収用法を適用することとされているところ。同法第17条第2項により、市町村が起業者となる場合(同法第1項各号のいずれかに掲げられるものであるときを除く。)には、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うこととされていることから、上述の住宅地区改良法に基づく収用等を市町村が行う場合には、収用等の対象となる起業地を管轄する都道府県知事の認定を受ける必要がある。 また、住宅地区改良法上、住宅地区改良事業は原則として市町村が施行者となる(同法第3条第1項)ものであるが、都道府県も市町村と協力して改良地区内の不良住宅の解消に努めるべきことから、都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対する補助金交付者である(同法第28条)とともに、住宅地区改良事業に関して市町村に対し技術的援助を行う者でもある(同法第32条)とされている。 このような事情に鑑みれば、国土交通大臣が住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づき改良地区を指定し(同法第4条第1項及び第2項)、及び施行者が事業計画を国土交通大臣に協議する(同法第5条第1項)に当たっては、都道府県としても改良地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある。 したがって、御提案のような住宅地区改良法の改正を行うことはできない。 なお、京都市が施行中の3地区における直近の事業計画変更の申請については、いずれも市からの申請日の同日又は翌日付けで府から国への進達がなされているところである。(平成26年3月19日申請、平成26年3月20日進達の2件及び平成27年3月13日申請、平成27年3月13日進達の1件)</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
226	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一部入居者の公営住 宅の収入申告におい て職権認定を可能と する	<p>公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。</p> <p>【支障事例】 生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。</p>	<p>公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。</p> <p>具体的には、以下の方法等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定を認める場合の要件等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
227	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一部入居者の公営住 宅の収入申告におい て代理申告を可能と する	<p>公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増と思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。</p> <p>具体的には、以下の方法等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 ・公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 <p>【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。</p>	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 関西広域連 合、滋賀県、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
287	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の目的外使 用の制限の緩和	<p>公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。</p> <p>兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。</p> <p>3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。</p> <p>【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」のような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。</p>	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	国土交通省 厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等としてグループホーム事業等が規定され(公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条)、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことが明示されている(公営住宅法第45条第1項)。さらに平成8年8月30日付け建設省住宅局長通知において、このグループホーム事業等については、事業主体から地方整備局長等への事後報告により、国土交通大臣の「承認」があったものとみなされており、国土交通大臣の事前承認手続は必要とされない。これは、グループホーム事業等により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いためである。</p> <p>御提案の「小規模多機能型居宅介護事業」は、実態面であくまで「通い」を中心(厚労省作成資料による)とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであるため、グループホーム事業等と同様に扱うことはできない。</p> <p>なお、提案団体からは「公営住宅の空き室を目的外使用することで、小規模多機能型居宅介護事業を行う」具体的なニーズの説明が、本年6月25日付けで内閣府地方分権改革推進室から送付のあった回答では、得られなかった。</p>
289	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	特別賃貸県営住宅の 入居促進を図る制度 要綱の改正	<p>入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求める。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。</p> <p>【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。</p> <p>しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。</p> <p>※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略)」</p> <p>【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。</p>	地域優良賃貸住宅 制度要綱2条16号	国土交通省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	<p>地域特別賃貸住宅は、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項により準用される同要綱第17条第4項第7号に基づき国土交通大臣等の承認を受けることで、用途変更のために地域特別賃貸住宅の廃止を行い、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)へと用途変更することが可能である。</p> <p>また、(用途変更後の)公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)については、公営住宅等ストック総合改善事業により、個別改善事業(規模増改善を除く。)の対象とすることが可能であり、御提案については現行制度で対応可能である。</p> <p>なお、御提案については「現行制度で対応可能である」旨を提案団体に対して、内閣府地方分権改革推進室を通じて既に回答済みであり、重ねて通知等を発出する必要はないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
305	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	地方公社が賃貸する 住宅の賃借人に関する 要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則 第13条第1号における賃貸住宅 の賃借人の資格に学校法人を 追加すること及び同第3号に定 める保証人に関する規定の削除 を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の 質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と 学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第 13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居させようとする学校法 人等に賃貸することができない。 また、同条第3号の「確実な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合に、保証人 を得られず賃貸に至らないケースや、転賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事 態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めて いない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等に加え、学校法人等が契約名義人 として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするとともに、同条第3号の規定を削除す るよう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定 書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の入れ替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う 原状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結す るため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合が ある。	地方住宅供給公社 法施行規則第13条 第1号及び3号	国土交通省	大阪府 兵庫県、鳥取 県、徳島県、 京都市、大阪 市	地方住宅供給公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和の可否について、御提案に対応した場合にお ける地方住宅供給公社の運用への影響等の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
102	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金事業における「年 度間調整」について	社会資本整備総合交付金につ いて、次年度以降における交付 限度額の増額交付、計画期間 内における年度間調整等、制 度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回っ た場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当 該年度の交付決定額を越えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められて いない。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執 行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右して いる。 【支障事例】 当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が 執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び狹あい道 路の拡幅など多くの事業で先送りを余儀なくされた。交付決定の段階で地方の予算は確定して いるが、特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果と なっている。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本整備総合交付金交付要綱で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行 は市町村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少なくても、市町村は、予算額に合 わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度 額から減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以 降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的 な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 第7-2項及び3項	国土交通省	長岡市	○ 社会資本整備総合交付金は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条に規定する国庫補助金に該当 し、地方公共団体が策定する社会資本整備総合交付金交付要綱に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進める べき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交 付金を配分しているものである。 ○ ご提案の「増額調整」は、計画に配分された交付額が要望額を下回る場合において、当該年度にその交 付額に相当する事業費を超えて事業を実施し、超過した事業費に相当する国費分を次年度に交付することを 求めているものであると理解する。 ○ 年度間調整は、事業の進捗が進まず、交付決定額と実際に実施した事業規模に相当する交付額(通常の 国費率で算定した交付限度額)の差額が生じた場合、通常の補助事業であれば繰越や返還に係る手続が必 要になること、通常の国費率で算定した交付限度額以上の国費を当該年度に充て、次年度の交付額からそ の超過額を控除することを認めることにより、地方公共団体の繰越や返還に係る手続に係る負担の軽減を図 るものであり、ご提案の「増額調整」はこの制度趣旨とは異なるものである。 ○ また、社会資本整備総合交付金は、国庫補助金として、国としての政策上の必要性や優先度を踏まえ配 分を行っていること、ご提案通りの措置を認めた場合、地方公共団体自らの判断により実施した事業量に応 じ配分することとなるため、国庫補助金としての性格上適当でないと考えている。 ○ 加えて、厳しい財政状況の中、ご提案の通りの措置を認めた場合、交付額を超えて事業を実施した地方 公共団体に対し、その超過額を優先的に配分することを約束することとなり、予算配分が硬直的となる結果、国 として進めるべき優先課題への対応が困難になるといった問題や、地方公共団体において新たに生じた事業 ニーズに対する財政的支援が困難になるといった問題が生じる懸念がある。 ○ 以上のことから、ご提案の「増額調整」を認めることは困難である

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
143	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	砂防関係事業の構造 協議の緩和	<p>防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえん堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。</p> <p>平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議(構造協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。</p> <p>このため、事業着手後の構造協議について緩和願いたい。</p>	<p>【支障事例、制度改正の必要性】</p> <p>昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。</p> <p>事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん堤軸について11箇所、えん堤の工法・構造について10箇所の構造協議を国と実施したが、構造協議に向けた資料作成、国機関への出張等、縮減が可能であったと思われる日数が、1週間程度あったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考ええる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えるため。)</p> <p>協議のために県が準備する説明資料については、最低限必要となる資料について、統一的な作成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考ええる。</p>	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18日 付け事務連絡(国土交通省水管理・国土保全局 砂防部保全課保全調整官通知)	国土交通省	岐阜県	提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、最低限必要な資料を明確にし、都道府県に通知することを検討する。
163	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	<p>水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。</p> <p>そこで、水防団の所掌事務に、水防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもとで)、第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)、消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。</p> <p>今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、水防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、水防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。</p> <p>【制度改正(案)】</p> <p>そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。</p> <p>水防法その他水防事務に係る関連法規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、水防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。</p> <p>その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。</p>	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省	岐阜市	<p>消防団は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」(消防組織法第1条)を職務としており、水防の任務も有している。</p> <p>他方、水防団は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持すること」(水防法第1条)を職務としており、消防事務のうちの水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事務に特化した組織となっている。</p> <p>したがって、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり、適切でない。</p> <p>また、水防団を市の条例等を改正することにより消防組織法上の組織として位置付ければ、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等の限定された消防事務を担う組織とすることは可能であり、現行法で対応できる。</p> <p>なお、この場合、公務災害補償は消防組織法により受けることができる。</p> <p>上記のことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
7	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	下水道管渠の更生工 法に対する交付対象 条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たしているかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管きよの更生工法による改良に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更生工法による改良に関する交付対象の運用について」をもとにしている。 しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	下水道管きよの更生工法による改良に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	国土交通省	福井市	ご指摘の「建設技術審査証明」は工法もしくは材料等が開発者が定めた水準に達しているかどうかを審査するものであり、交付金の対象として国が求める性能を担保するものではないことから、別途個別協議を必要としている。 なお、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」は、技術の進展などを踏まえて、適宜改定を行っていることから、現在対象外の工法についても、技術が確立されたものは、順次適用対象とする方針である。
70	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交通	国有港湾施設の他用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任と裁量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事より生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共団体でもある港湾管理者の責任と裁量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国土交通省	富山県	国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した港湾施設である。当該施設は、用途・目的をもった公共の用に供する国の行政財産であり、本来、国は自ら当該施設について管理をしなければならないが、港湾法では、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理ができるよう、国有財産法の特例として、港湾法第54条に基づき、国有港湾施設について、国から港湾管理者に管理委託を行うこととしている。 他方、管理委託を行った場合であっても、こうした行政財産としての性格や管理主体そのものに変更が生じるわけではなく、管理の事務は受託者たる港湾管理者が行うこととなるが、委託者である国としても、当該事務が適切になされるよう、監督する責任を有している。 したがって、管理委託された国有港湾施設について、本来の用途以外の使用が行われる場合には、当該使用により施設機能に支障が生じないか、港湾施設の機能維持に必要な施設の維持・管理に支障が生じないか等、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国による承認に係らしめることにより、国が責任をもって確認することとしている。 このため、ご提案の「地域活性化を目的としたイベント」については、港湾施設の本来の用途とは異なるものであることから、行政財産である港湾施設の適切な維持管理を確保する観点から、施設の所有者である国が、本来の用途又は目的を妨げない限度であるか否かについて、審査・判断することが必要である。 以上から、国有港湾施設を「地域の活性化を目的としたイベント」などで使用する場合について、これを軽微なものとして一律に承認手続きを不要とすることは適当ではない。 なお、使用の範囲が小規模にとどまるもの等、当該施設管理に与える影響が軽微と認められるものについては、国による承認は不要としており、小規模な使用にとどまる「地域活性化を目的としたイベント」については、国による承認は不要である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
132	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	災害時における放置 車両の移動権限の付 与等	<p>大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。</p>	<p>【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。</p> <p>【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、基本な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。</p> <p>【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。</p>	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	内閣府、 国土交通省	東京都	〇ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえながら、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいりたい。
97	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	自家用有償旅客運送 に係る有償の考え方 の見直し	<p>行政が地域の需給を確認するための実証実験を行う等委託者が運送経費の全額を負担して、サービスの利用者から直接の負担を求めない場合も有償交通としての登録が必要となり、交通不便地域の共助による利便性向上対策が進まないため、有償運送に該当するとして登録を要する事例の見直し(有償運送に該当せず、登録不要な事例の拡大)を行うこと。</p>	<p>【現行制度の概要】 道路運送法第79条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。 個々具体的な行為が有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国土交通省自動車交通局旅客課長名の事務連絡により、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する事例等が示されている。</p> <p>【支障事例】 行政が取り組む(運送サービス利用者に負担を求めない)需要実証調査も有償運送とみなされるため、運営協議会における関係者間で必要性、対価等について合意を得る必要があるとともに、より有効な運行経路を模索するための機動的な実証作業も困難である。</p>	道路運送法 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」 (H18.9.29付け国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡)	国土交通省	九州地方知 事会	<p>他人の需要に応じ有償で旅客を運送する行為については、その目的に関わらず、原則道路運送法上の許可・登録が必要となる。 一方、市町村が自ら地域の需要を確認するために行う期間や地域を限定した実証実験・調査を実施することについては、当該自治体の事業として自治体が保有する車両を使用し、実験・調査費用の中に運送経費の全額を含んでおり、利用者からは一切の負担を求めない場合にあっては、現行においても道路運送法上の許可・登録を要さない運送の態様と考えている。 また、当該事業を利用者からの負担を求めず委託により行う場合であって、自治体の保有する車両を使用させ、受託者側においては運転や車両管理等その他一連の業務を当該自治体の名により実施する時は、受託者側にとっては、車両の提供を伴う運送ではないことから、運送行為とはならないため、同様に道路運送法上の許可・登録を要さない運送の態様と考えている。 しかし、当該受託者側の車両を使用したり、受託者側の名において運送したりする場合等は、受託者側においては、自動車による運送の依頼を受け、運送経費を含んだ委託料金を收受していることとなるため、受託者側は道路運送法上の許可・登録を取得する必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
171	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農事組合法人が行う ことができる事業種類 の拡大	<p>農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に密着した「生活サービス事業」を加える。 (株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用有償旅客運送を行うことができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。 ※地域に密着した生活サービス事業の例 ①地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時預かり ④生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等</p>	<p>【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入に関心しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能ない「従事分置配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化</p>	農協同組合法第 72条の8 道路運送法施行規 則第48条	農林水産省 国土交通省	長野県	<p>農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当てしている。 今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社とすることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。 なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。 また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。</p>
285	A 権限 移譲	運輸・交 通	一時的需要増加時に おける一般旅客自動 車運送事業者及び一 般乗用旅客自動車運 送事業者への臨時許 可にかかる権限移譲	<p>道路運送法第21条第2号に定める一時的需要増加時における一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都道府県に移譲すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅速に確立する必要がある。 【支障事例等】 今後、東京オリンピックやラグビーW杯、関西ワールドマスタースゲームズなど、世界的なスポーツ大会の開催が予定されており、イベント開催期間中、内外から多数の来訪客が見込まれ、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は県内に1カ所しかなく、開催期間中に、住民の生活に支障が生じても、迅速に対応できないことが想定される。 【効果・必要性】 乗客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送体制を迅速に確立することができる。 今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの運輸体制を確立することで、交流人口の拡大が図られる。</p>	道路運送法第21条 第2号	国土交通省	兵庫県、鳥取 県	<p>道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第21条第2号の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができること。 当該許可は、乗合旅客の運送を許可するという点において、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合事業」という。)の許可と同様であるため、乗合事業の許可に準ずる取扱いをすべきであるが、乗合事業の許可に際しては、当該事業を適確に実施できる体制、能力が備えられているか等を、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきではなく、国が全国一律に定める基準の下で、統一した運用により事務・権限を行使していくことが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案については、すでに過去の議論(事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)及び平成26年の地方からの提案等に関する基本方針(平成27年1月30日閣議決定))において結論が出ていると承知している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
234	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	<p>「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。</p>	<p>【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。</p> <p>【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。</p>	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省 (観光庁)	徳島県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	<p>旅行業法は、地域限定旅行業の業務範囲を「自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域」としている(旅行業法第4条、旅行業法施行規則第1条の2)。かかる業務範囲は、地域限定旅行業に課される財産的要件(基準資産要件、営業保証金の供託義務)により消費者保護が図られる範囲に応じて定められたものであるため、消費者保護の観点を考慮することなく、その拡大を求める本提案には対応致しかねる。</p> <p>上記業務範囲より広域の旅行商品の造成・販売については、第三種旅行業(受注型企画旅行・手配旅行)について国内全域・海外にて実施可能・第二種旅行業(募集型企画旅行)について国内全域、受注型企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施可能・又は第一種旅行業(募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行)について国内全域・海外にて実施可能)の登録を受けることで実施可能であるため、これらの登録を取得したい。</p> <p>なお、「地域限定旅行業」に関しては、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても要件を緩和するよう指摘があり、今後、観光庁としても、ご提案の趣旨である地域限定旅行者の増加に向けて、検討を進めることとしているところである。</p>
235	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	<p>「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。</p>	<p>【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。</p> <p>【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的少ないと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。</p> <p>【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価し、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。参入が容易になり、旅行者が増え、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このことにより地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものとする。</p>	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省 (観光庁)	徳島県 和歌山県 香川県 愛媛県	<p>本提案は、地域限定旅行業者が供託すべき営業保証金(旅行者の債務不履行時に消費者が引当てとできる保証金)の金額が障壁となり登録者数(77社、平成27年4月時点)が増加しないとして、その減額を求めるものである。</p> <p>しかし、地域限定旅行業の営業保証金の金額は、既に、消費者保護の要請及び事業者の参入促進の観点から、旅行業の各登録区分の中で最も低額の100万円としているところであり、また、観光庁長官が指定した旅行業協会に加入すれば、実際に当該事業者が負担すべき金額は20万円となることを考えると、かかる義務が、実際に参入障壁となっているとは考えにくく、本提案には対応致しかねる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
236	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」において、現 行の国内旅行業務取扱管理者 より難易度の低い資格試験を創 設するなど要件を緩和すること。	【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業 者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中 行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の 一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が 自ら着地型の旅行商品を企画・達成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資 格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省 (観光庁)	徳島県 滋賀県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても同様の指摘があり、今 後、観光庁としても、検討を進めることとしているところである。
11	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	近畿圏整備法に基づ く整備計画の決定権 限・各区域の指定権 限の移譲、近郊整備 区域建設計画等の作 成に係る国同意の廃 止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整 備計画の決定権限や、近郊整 備区域等の各区域指定権限に ついて、関西広域連合への移譲 を求めるとともに、近郊整備区 域建設計画等の作成に係る国 同意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市 開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県、関係指定都市等の意見 を聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議し て決定・指定することとなり、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建 設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければ いけない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域 の実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関 西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意 の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等でき るようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域 連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る 基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的 に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図ら れるものと考ええる。	近畿圏整備法第9 条、第10条、第11 条、第12条、第14 条 近畿圏の保全区域 の整備に関する法 律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備 区域及び都市開発 区域の整備及び開 発に関する法律第 3条	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展 を図ることを目的として、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために策定される計画である。本計画は、 我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ 根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り 込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。 近畿圏整備計画の策定に当たっては、地方公共団体の意向を反映させるため、国土交通大臣が、関係府県、 関係指定都市の意見を聴き、意見の申出を受けたときは、遅延なくこれに回答するとともに、適切な考慮を払 わなければならないとされている。地方公共団体の意思を反映することは、現行制度においても可能である。 近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域は、整備計画と同様に首都圏と並ぶわが国の経 済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、国が責任を持って指 定する必要がある。各区域に関連した法制度、税財政措置が多数存在していることから、各区域の指定権限 を移譲すれば、税財政措置の優遇等を受けられる地域を自由に定められる等、他の圏域との公平性が担保さ れなくなるとともに、制度の政策目的が阻害されることも懸念される。 建設計画の国同意については、第3次勧告(平成21年10月7日)に基づく、「地域の自主性及び自立性を高 めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次一括法) 第百十一條において、政府として整理済みであり、その後の状況変化は認められない。 全体を通じ、関西広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部につ いて処理することが認められているものであり、国策として策定する近畿圏整備計画の策定権限等を移譲す るのは適切でない。さらに、近畿圏整備法における近畿圏とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県であり、このうち、福井県、三重県、奈良県については関西広域連合に含まれてい ない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
10	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	国土利用計画法に基 づく土地利用基本計 画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の 土地利用基本計画について、策 定義務や策定に係る国への事 前協議を見直すことを求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。</p> <p>現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。</p> <p>具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化などの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。</p>	国土利用計画法第 9条第10項・第14項	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要件について検討してまいりたい。</p>
110	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	都道府県の土地利用 基本計画の変更に係 る国土交通大臣への 協議の事後報告へ の変更	国土利用計画法に基づき都道府 県が土地利用計画(計画図) を変更する際に義務付けられて いる国土交通大臣への協議を 廃止し、事後報告へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされている。</p> <p>計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。</p>	国土利用計画法第 9条第14項	国土交通省	栃木県	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要件について検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
213	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国 土交通大臣への協議 の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)</p> <p>協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。</p> <p>なお、同様の提案を昨年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用の改善に留まるもので、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらないと考える。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国は、協議を行う理由として、個別規制法・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。</p> <p>事前調整が必要であることは異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。</p>	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	広島県	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリングを行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいります。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいります。</p>
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法における 計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県、市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】</p> <p>各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、離島振興法第4条、半島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知事会	<p>【共通事項】</p> <p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、通達法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。 (別紙あり)</p>	
63	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構 想推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	<p>現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。</p>	<p><地方創生関連提案></p> <p>【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特別措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用(意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる)。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。</p> <p>【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。</p> <p>【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。</p>	<p>連携中枢都市圏構 想推進要綱(平成 26年8月25日付総 務省第200号総務 省自治行政局長通 知)</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>富山県</p>	<p>連携中枢都市圏については、今年度(2024年度)に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要件緩和	「連携中枢都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中枢都市圏構想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	連携中枢都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会	津波警報等をサイレンでお伝えするのは、津波による災害の発生が予想される時に、その事実をいち早く広く住民に知らせるために使用するものである。 現状においては、津波警報等の伝達の際には、予報警報標識規則に定められた標識(サイレン音等)と併せ、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等の様々な手段で情報伝達が行われており、市町村においても、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いて可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。さらに、Jアラートでは、サイレン音だけでなく「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。 以上のことから、現在のサイレン音等を引き続き使用しても混乱を来すとは考えていない。

環境省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
14	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。</p> <p>このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>【懸念の解消・制度改正による効果】</p> <p>国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件に関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。</p>	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>【回答】</p> <p>提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】</p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあつては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながってしまう。</p>
279	A 権限 移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。</p> <p>近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国定公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。</p> <p>また、国立公園の特別保護地区内の行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事情の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。</p> <p>関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。</p>	自然公園法第20条から第37条	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県、 関西広域連合	<p>【回答】</p> <p>提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】</p> <p>国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。</p> <p>上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。</p> <p>許認可事務の執行にあつては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作ってそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。</p> <p>また、災害などへの緊急対応の場合、現行制度でも許可は不要であり、地元の行う迅速な緊急対応の支障にはならない。</p> <p>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながってしまう。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
15	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園に関する公 園計画の決定等権限 の移譲	国定公園に関する公園計画の決 定等権限について、関西広域連 合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】 国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>そもそも、国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。</p> <p>【支障事例】 兵庫県は平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。</p> <p>【懸念の解消】 自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。</p>	自然公園法第7条 第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	<p>【回答】 提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】 ・国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。 ・現行制度では、国定公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることとなり、都道府県の主体性を尊重している仕組となっている。そのため、国定公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。 ・資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。 ・挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。</p>
280	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園の公園計画 決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決 定権限を、都道府県へ移譲す ること。 また、複数県にまたがる国定公 園については、広域連合に移譲 すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 国定公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。 また、国定公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>【支障事例等】 平成18年に氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。</p> <p>【効果・必要性】 地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国定公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、氷ノ山後山那岐山国定公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。</p>	自然公園法第7条 第2項及び第8条第 2項	環境省	兵庫県、鳥取 県、徳島県	<p>【回答】 提案の実現は困難であると考ええる。</p> <p>【理由】 ・国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。 ・現行制度では、国定公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることとなり、都道府県の主体性を尊重している仕組となっている。そのため、国定公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。 ・資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。 ・挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
128	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の特別地域 内における迷惑行為 への指示についての 都道府県への権限移 譲	自然公園法第37条第2項の国立 公園の特別地域内の指示権限 は国の職員にしか与えられてい ないとの見解が示されていること から、都道府県職員も指示する ことができるよう権限移譲する。	<p>【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・ 指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。</p> <p>【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々 富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意をお願いするに留まり、有効 な指導ができなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相当目立つよう になっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用 について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。</p> <p>【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこ なえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。</p>	自然公園法 自然公園法施行令	環境省	山梨県	現行法令で対応可能である。 自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は、国の当該職員、都道府県の 当該職員のいずれもがもつものと解される。
47	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	一般廃棄物処理の処 分及び収集運搬につ いての委託要件の緩 和	事業者がDBOやDBMといった PPP手法等により、廃棄物処理 業者へ包括的に運営を委託した 場合、現行の廃棄物処理法によ り、再委託が禁止されている廃 棄物の処分、収集運搬につい て、廃棄物処理業者へ再委託で きるよう、要件の緩和をお願い したい。	<p>本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣類の運搬、再 資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を 活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣類の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託す ることで、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集 運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適 正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の受託 者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏ま えれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件 の緩和を求める。 ※ 本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施 設の統廃合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。</p> <p>【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な 搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏し く、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負 担等の点で非効率な状況となっている。</p> <p>【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市 町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条 件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事 前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。</p>	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第6条の2第6項 第7条第14項	環境省	さいたま市	<p>廃棄物処理法施行令第4条第3号において、市町村が他者に一般廃棄物の処理業務を委託する 場合に再委託が禁止されている理由は、当該業務の再委託により、一般廃棄物の処理責任の所 在が不明確になること、また、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合し なくなる可能性があること等から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じる おそれがあるためである。 今回提案市において、支障事例として挙げているものは、SPCから収集運搬業者及び処分業者 に直接委託できないために、SPCが受託業務を全て自ら行っていることが非効率であることの事 例であると考ええる。 したがって、提案市がSPCに委託している業務のうち、残渣類の運搬、再資源化などのような業 務については、別途、提案市が十分な知識・技能を有する経験豊富な専門業者に直接委託をする ことで、SPCにおいて効率的に業務を行うことができると考えるため、委託要件の緩和を行わな くても支障事例は解消できると考えられる。 以上のことから、市町村がSPCに包括委託する場合等に限ったとしても、市町村からの一般廃棄 物処理業務について、再委託まで認めることは妥当でないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
66	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	自社の中間処理残渣 に対する廃棄物処理 に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物 として扱われている産業廃棄物 中間処理残渣について、バイオ マス燃料として確実かつ適切に 利用することができるものにつ いては、取引価値がなくても廃棄物 として扱わない解釈とするよう 「行政処分の指針について(通 知)」の改正を提案する。	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】</p> <p>産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都道府県知事許可)の対象となる。</p> <p>なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出)</p> <p>県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料として使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設となると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのでなんとかならないか」という相談もあり、処理業者が自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなされること、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。</p> <p>一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を最重要視した政策を掲げていることから、廃棄物由来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分の指針について(通知)」の改定を提案する。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費)の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が期待される。</p>	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第2条、第15条、第 15条の2、 平成25年3月29日 付け環産発第 1303299号 環境省 大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部 産業廃棄物課長通 知「行政処分の指 針について(通 知)」	環境省	富山県	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされている(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。</p> <p>個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては廃棄物処理法に基づく監督権限を有する都道府県等(今回のケースでは、富山県)が行政処分の指針(平成25年3月29日付け環産発第1303299環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)を踏まえ行うこととなっている。</p> <p>したがって、御指摘の自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃料として利用する場合について、当該残渣を都道府県等が「行政処分の指針について」を踏まえ個別の事業ごとに総合判断した結果、「廃棄物として取り扱う必要はない(有価物である)」と判断するのであれば、廃棄物として取り扱う必要はない。</p>
105	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	最終処分場の立地規 制基準の設定及び地 域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を 定めている廃棄物処理法第15条 の2第1項2号における「適正な 配慮」の具体例として、最終処分 場が過度に集中する地域に対す る総量基準や距離制限などを明 文化するとともに、最終処分場 の設置許可に地域の実情を反映さ せるため、地方の裁量を認める 規定を盛り込む。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまでに100を超える最終処分場が設置されてきた。</p> <p>そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、広域的な問題となっている。</p> <p>本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当たってきた。</p> <p>しかし、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法における許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込む。</p> <p>【支障事例】</p> <p>指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得ない。</p> <p>指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地に歯止めがかからなくなることが懸念される。</p> <p>これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予想される。</p>	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第15条の2第1項 2号	環境省	栃木県	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。</p> <p>廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求め、また、地域の生活環境に適正な配慮がなされているか、生活環境保全上の支障が生じないかを審査することとしており、さらに当該地域の実情に応じて「生活環境保全上必要な条件」を付することもできることとされている。</p> <p>よって、地域の実情に応じた対応は、現行制度下において十分に可能になっているものと考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
125	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	瀬戸内海環境保全特 別措置法に基づく許 可手続の見直し	現状では、排水口における水量 水質に全く変更がなくても特定施 設を更新するというだけで、ま た、間接冷却水を増加させる場 合に既存の排水口からではなく 新設の排水口から排出するとい うだけで、事前の水質影響評価 や申請後3週間の告示縦覧が必 要であるなど、極めて不合理な 制度となっており、地域の事業活 動を妨げる要因となっているの で、事前の水質影響評価及び申 請後の告示縦覧は、特定施設の 設置の場合であっても汚濁負荷 量の増加がある場合に限定する べきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m3/日以上 のものは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を 行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設 や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対して も、申請から許可まで最低でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障と なっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦 覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質 公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案 件の90%を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており 企業から緩和を求める要望が強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がな いことを公衆に周知する必要があるから縦覧等が必要であるとしているが、本県では少なくとも20 年以上にわたって利害関係者の閲覧はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるの で、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個 別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可 能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	瀬戸内海環境保全 特別措置法第5条 及び第8条	環境省	岡山県 中国地方知 事会	本件については、昨年度も同様の提案があり、その際に、「既存の特定施設を廃止して新たに特定 施設に該当する施設を設置する場合は、法第5条の規定に基づく設置許可の申請が必要となり、そ の手続きにおいて、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するととも に、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要 がある」旨を回答している。 その後の協議を踏まえ、最終的には変更許可に係る内容に提案の焦点は絞られ、「事前の環境影 響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象になるか)の照会につい て速やかに検討」する旨の閣議決定がなされていることから、本提案については、既に措置済みで あると認識している。
145	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免 許の有効期間は免許の種類に 関わらず一律基本3年とされて いる。狩猟免許のうち、市町村が 指名・任命する鳥獣被害対策実 施隊が所持するわな猟免許に あつては、狩猟免許の有効期間 を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となっ ており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあつては、 市町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わ な猟免許においては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩 猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長す ることは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけではなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥 獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増 加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについて、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少な く、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	鳥獣保護管理法 第44条	環境省	長崎県	昨年度の提案を踏まえ、「狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安 全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必 要な措置を講ずる。」と今年1月に閣議決定されたところ。その検討については「平成28年度中には 着手予定」としており、当該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、昨年度の提案に加 え、今年度の提案内容も参考にする。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
232	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	狩猟免許の有効期間を地域の 判断で設定できる(延長する)も のとする。	<p>【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年 齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。</p> <p>【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生 の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の 人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに 免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事 例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メリット制 の導入に関する要望もなされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕 獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については 高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の 判断で延長を行うことを提案する。</p>	鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律 第44条第2項	環境省	徳島県 兵庫県 鳥取県 香川県 高知県 京都市	昨年度の提案を踏まえ、「狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安 全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必 要な措置を講ずる。」と今年1月に閣議決定されたところ。その検討については「平成28年度中には 着手予定」としており、当該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、昨年度の提案に加 え、今年度の提案内容も参考にする。
283	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	鉄砲所持許可を有す る者における狩猟免 許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林 業被害が深刻でかつ狩猟後継 者の確保が困難と県が認める地 域の居住者のうち、銃猟の免許 試験において、鉄砲所持許可を 有する者について、技能試験の 一部(銃器の点検・分解結合等 の基本操作)を免除し、負担を軽 減すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新 しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めている が、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者 として期待している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ 内容の技能試験を2度にわたって受験することとなり、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろう とする際に負担になっている。</p> <p>【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所を増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可 を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減さ れる。</p>	鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律 第48条第2号	環境省	兵庫県、京都 府、鳥取県、 徳島県、京都 市	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣法に基づく狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における銃器の基本操作(銃器の点検・分解結 合、装填、脱包)を始めとする一連の試験項目は、鳥獣法固有の観点から実施される試験項目で あり、鳥獣法に基づいて、野外で安全に銃猟をする際の、基本的かつ極めて重要な技術である。具 体的には、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験は、例えば、射撃姿勢操作で水平射撃の姿勢をとった 場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため減点の対象となるが、銃刀法に基づく技能検定 では減点されないなど、「出猟した現場」を想定したものとなり、銃刀法に基づく技能検定とは 試験の観点が異なっている。 ・さらに、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における基本操作を免除することは、基本操作部分にお ける減点はないものとみなすこととなり、減点方式の技能試験において、試験項目が減ることは狩 猟免許(第1種銃猟免許)試験で審査していた安全管理上の基準を緩和させることとなる。現実に、 銃所持許可を有している者であっても、狩猟免許試験において、銃の操作が確実でないことなどを 理由に不合格となるものは存在しており、銃所持許可者が「出猟した現場」を想定した基本操作を 当然習得し、狩猟免許を所持するに足る技量を有しているとただちに判断することはできない。 ・加えて、今後、鳥獣の捕獲が推進される中、事故の未然防止とさらなる安全確保の強化が求めら れている。 ・以上のことから、ご提案のような試験の一部免除を図ることは適当ではない。 ・また、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験の技能試験の所要時間は1人30分程度で、そのうち銃器 の点検・分解結合、装填、脱包に係る試験に要する時間は10分程度であることから、当該試験に よる負担が多大であるとは認められず、当該試験を一部免除したところで負担軽減にはならない。 なお、本提案については、構造改革特区でも過去8回5年にわたり全く同様の提案があったところ、 具体的な支障事例が示されず提案の実現には至っていない。具体的な支障事例がある場合には その支障や一部免除による効果などを定量的なデータとともに示して頂きたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
239	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	浄化槽市町村整備推 進事業における「複数 戸に1基の浄化槽の 設置」についての要件 緩和	浄化槽市町村整備推進事業に おいて、浄化槽は1戸に1基が原 則で、敷地内に浄化槽を設置す る場所がない場合等以外は複数 戸に1基の共有設置は認められ ていない。 市町村設置型の更なる効率的な 整備の実施や住民の負担軽減 を図るため、事業要件を緩和し、 複数戸に1基の共有浄化槽を一 般化する。	<p>【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。 そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済み の住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト縮減が課題である。</p> <p>【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して 設置及び維持コストが大きく縮減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがない といった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。</p> <p>【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の 戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を 図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。</p> <p>【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人負担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1: 工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2: 生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より</p>	浄化槽市町村整備 推進事業実施要綱 第3	環境省	徳島県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	<p>浄化槽の設置については、建築基準法の規定による建築主事の判断が必要となるが、複数戸に 1基の浄化槽を地形等の特殊状況によらずに国庫助成対象とすることについては、共有浄化槽を設 置できる土地を市町村が確保するなど、永続的な設置が担保されること且つ1戸に1基を設置した 際の国庫補助総額と比して安価となる場合を前提とし、緩和する方向で検討する。 なお、複数戸の上限戸数※については、個別処理と集合処理との役割分担を踏まえ、関係官庁 とも調整して検討する。 ※現在の交付要綱では地形等の特殊状況により個別に設置できない場合には、5戸以下まで接 続しても差し支えないとしている。</p>
281	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	化学的酸素要求量、 窒素含有量及びりん 含有量に係る総量削 減計画の環境大臣へ の協議及び同意の緩 和	都道府県が水質汚濁物質の総 量削減計画を策定する際には、 環境大臣への同意付き協議が 必要とされているが、総量削減 計画における削減目標量に変更 がない場合は、同意付き協議を 不要とする。	<p>【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環 境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられ ることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要が あるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要があ る」旨、国より回答があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削 減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。</p> <p>【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会があ り、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月25日付で協議を行い、平成24年1 月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。</p> <p>【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に 作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続 を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定 することができる。</p>	水質汚濁防止法第 4条の3第3項	環境省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県、 関西広域連 合	<p>・地方分権改革推進委員会による第3次勧告では、同意を要する協議を許容する場合として「地方 自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具 体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、水濁法に基づく総量削 減計画はこれに該当するものである。</p> <p>・第3次勧告後の「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、「削減目標 量」(水濁法第4条の3第1項第1号)だけでなく、「達成の方途」(同項2号)と「その他必要な事項」 (同項3号)を含め、総量削減計画の全ての条項について同意協議は存置する整理となっている。</p> <p>・これは、「削減目標量」だけでなく、「達成の方途」と「その他必要な事項」についても、国の補助金 等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財 政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたが る施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不 可欠であることから、同意協議は存置する必要があるとの整理に至り、政府の分権改革の方針に も反映されて閣議決定されているものである。</p> <p>このため、本提案のように、「削減目標量」に変更がなかったとしても、「達成の方途」と「その他必 要な事項」について国の施策等との整合を図る必要があることに何ら変わりはないものである。</p> <p>・計画策定期間についても、既に「義務付け枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定) の際の提案を踏まえ、総量削減計画に係る都道府県知事からの協議、同意に際する期間短縮の ための標準処理期間を設定することにより、措置済みとなっている。</p> <p>・このように本提案は、過去に政府の分権改革の方針を閣議決定するにあたって、同意協議を 存置するとの結論に既に至っているほか、標準処理期間の設定により協議期間短縮についても措 置済みであることから、これまでの整理のとおり、環境大臣への同意協議の規定は存置すること としたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
320	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	安定ヨウ素剤事前配 布に係る手続きの簡 素化	<p>・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の配布手続きについて、問診内容に変更が無い等の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること</p> <p>・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること</p>	<p>【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。</p> <p>【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10～50万円のコストが発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの声が上がっている。</p>	<p>原子力規制委員会 「原子力災害対策指針」</p> <p>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課の解説書 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」</p>	<p>環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)</p>	<p>福井県</p>	<p>・追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、既に対象者が一度以上は説明を受けていることから、改めての説明は省略できる。ただし、この場合であっても、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用可否の判断は必要である。なお、配布場所については、特段の制限はないが、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(平成27年4月22日修正)で示している考え方を遵守すべきである。 ・安定ヨウ素剤が不要となった場合には、第三者に譲り渡すことや配布された者以外の者に服用させることがあってはならないことから、安定ヨウ素剤を保有している住民が地方公共団体に返却することとしている。</p>
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整</p>	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関する等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p>